

平成25年度

浄化槽行政に関する調査結果

平成26年3月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 浄化槽推進室

平成25年度 浄化槽行政に関する調査結果 目次

	頁
1. 浄化槽設置整備事業の実施状況	1
2. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	4
3. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	8
4. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	9
5. 市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況	11
6. 市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況	12
7. 既設単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に対する補助の実施状況	13
(1) 都道府県による補助制度の概要	13
(2) 補助を実施している市町村名	15
8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	16
(1) 維持管理費用に対する補助を行っている地方自治体名	16
(2) 維持管理費用に対する補助の概要（参考事例）	17
9. NPO等との連携の状況	29
(1) NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や 適正な維持管理の推進に資する取組を行っている地方公共団体	29
(2) NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や 適正な維持管理の推進に資する取組を行っている事例	30
10. 浄化槽台帳の整備状況	31
11. 浄化槽の法定検査実施状況の把握について	32
12. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況	34
(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数（地方公共団体別）	34
(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途	35
(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分	36
13. 災害時等における協定締結状況	37

1. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成25年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	平成26年度事業新規実施予定市町村名
北海道	83	夕張市、岩見沢市、芦別市、赤平市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、雨竜町、札幌市、江別市、北広島市、小樽市、蘭越町、二七〇町、京極町、倶知安町、共和町、室蘭市、苫小牧市、伊達市、壮瞥町、白老町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひたか町、函館市、松前町、知内町、七飯町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、剣淵町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、稚内市、浜頓別町、礼文町、北見市、紋別市、斜里町、小清水町、釧路町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、新得町、中札内村、豊頃町、足寄町、釧路市、釧路市、根室市、別海町、羅臼町	北海道	6	仁木町、浦臼町、洞爺湖町、池田町、厚岸町、標茶町
青森県	26	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町	青森県	2	東通村、新郷村
岩手県	28	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	岩手県	0	
宮城県	22	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、大河原町、蔵王町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、富谷町、涌谷町、美里町、南三陸町	宮城県	0	
秋田県	21	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、鷹巣町、三種町、五城目町、八郎潟町、美郷町、羽後町、上小阿仁村、八峰町	秋田県	0	
山形県	25	山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、庄内町、遊佐町	山形県	0	
福島県	46	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、柳屋町、矢祭町、楡川村、釜淵岩松市、喜多方市、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、新地町、飯舘村、いわき市	福島県	0	
茨城県	36	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、鉾田、つくばみらい市、茨城町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町	茨城県	0	
栃木県	26	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	栃木県	0	
群馬県	25	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	群馬県	0	
埼玉県	47	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、真松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、小川町、川島町、吉見町、横瀬町、皆野町、長溝町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	埼玉県	0	
千葉県	50	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝路市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、館南町	千葉県	0	
東京都	8	青梅市、町田市、あきる野市、檜原村、大島町、神津島村、三宅村、御蔵島村	東京都	0	
神奈川県	24	相模原市、横浜賀賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、大磯町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町	神奈川県	0	
新潟県	17	新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、上越市、阿賀野市、魚沼市、田上町、阿賀町	新潟県	0	
富山県	12	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、上市町、立山町、朝日町	富山県	0	

1. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	平成25年度事業実施市町村名		都道府県名	平成26年度事業新規実施予定市町村名	
	市町村数	町村数		市町村数	町村数
石川県	7	金沢市、小松市、加賀市、白山市、津幡町、志賀町、穴水町	石川県	0	
福井県	12	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、南越前町、越前町、高浜町、おおい町	福井県	0	
山梨県	19	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町	山梨県	0	
長野県	60	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、赤木村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町、生坂村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小川村	長野県	0	
岐阜県	38	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、安八町、輪之内町、揖斐川町、大野町、池田町、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、関市、美濃市、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、高山市、飛騨市、下呂市、北方町	岐阜県	0	
静岡県	33	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、吉田町、川根本町、森町	静岡県	1	長泉町
愛知県	42	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、豊江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村	愛知県	0	
三重県	21	桑名市、四日市市、菟野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、玉城町、大紀町、南伊勢町、桑名張市、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町	三重県	0	
滋賀県	13	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、甲賀市、東近江市、高島市、日野町、竜王町、多賀町	滋賀県	14	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、甲賀市、東近江市、高島市、日野町、竜王町、多賀町、甲良町
京都府	17	京都市、福知山市、舞鶴市、總持市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町	京都府	0	
大阪府	12	貝塚市、富田林市、河内長野市、和泉市、泉南市、阪南市、島本町、熊取町、岬町、河南海、千早赤阪村、柏原市	大阪府	0	
兵庫県	28	神戸市、姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、神河町、市川町、福崎町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町	兵庫県	0	
奈良県	20	奈良市、十津川村、天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、平群町、曾根村、御杖村、高取町、吉野町、下市町、下北山村、東吉野村、生駒市、斑鳩町、大淀町、川上村	奈良県	0	
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本町、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	和歌山県	0	
鳥取県	14	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、北栄町、大山町、日野町、江府町	鳥取県	0	
鳥根県	9	浜田市、出雲市（斐川町含む）、益田市、大田市、安来市、江津市、川本町、津和野町、吉賀町	鳥根県	0	
岡山県	21	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町	岡山県	0	

1. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成25年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	平成26年度事業新規実施予定市町村名
広島県	18	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町	広島県	0	
山口県	17	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	山口県	0	
徳島県	24	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町	徳島県	0	
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	香川県	0	
愛媛県	15	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町	愛媛県	0	
高知県	33	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町の町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	高知県	0	
福岡県	50	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、大宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、刈田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	福岡県	0	
佐賀県	16	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、みやぎ町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町	佐賀県	0	
長崎県	19	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町	長崎県	0	
熊本県	37	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、玉東町、大津町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、声北町、津奈木町、錦町、あさぎ町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	熊本県	0	
大分県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	大分県	0	
宮崎県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	宮崎県	0	
鹿児島県	38	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町	鹿児島県	0	
沖縄県	17	那覇市、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、恩納村、伊江村、中城村、西原町、南風原町、北大東村、宜野座村、糸満市	沖縄県	1	糸満市
合計	1,234		合計	24	

2. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	有	青森県浄化槽整備費補助金	国の対象と同じ	国の基準額と補助対象経費実支出額とを入槽区分別に比較して少ない方の額を選定。選定額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。	補助基本額の6分の1以内の額	
岩手県	有	浄化槽設置整備事業費補助	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	基準額の3分の1に相当する額以内 対象額の6分の1	
宮城県	有	宮城県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額に準するが、高度処理・豪雪型などの別は考慮しない	国の補助基準額の1/3 湖沼指定地域においては国の補助基準額の1/3+高度処理型と通常型の設置者負担額の差額の1/2	
秋田県	有	合併浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じ	国の対象と同じ その他(湖沼指定地域においては高度処理型と通常型の設置者負担額の差額を上乗せ)	市町村への補助ではなく、住民負担軽減を目的としている(市町村間接補助)たため、市町村支出額に対する割合は10前となる	
山形県	有	山形県浄化槽水環境保全推進事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件(市町村で補助(個人設置型)する浄化槽を対象とし、かつ、単独処理浄化槽(汲み取り便槽含む)からの転換のみを対象とする)	その他(浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする)	市町村への補助ではなく、住民負担軽減を目的としている(市町村間接補助)たため、市町村支出額に対する割合は10前となる	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
福島県	有	福島県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて条件あり 条件(①住宅及び共同住宅など、接続される建物の用途が住宅施設関係であるもの。ただし、併用住宅(店舗兼住宅など)にあつては、住宅部分の床面積が、延床面積の2分の1以上の場合に限る。 ②合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り便所を使用していた建物(調整等の場合も含む。)に接続するもの。ただし、合併処理浄化槽を使用していれば使用不能となつた合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換する場合に限る ③処理対象人員が50人以下であるものに限る。)	国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)	1/3	
茨城県	有	茨城県浄化槽設置事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(対象地域：50人槽以下)	その他(通常型：5人槽24千円、7人槽34千円、10人槽49千円) (高度処理型：国の基準額+通常型と高度処理型の自己負担額の差額)	・通常型：1/3 ・高度処理型：国の基準額×1/3+通常型と高度処理型の自己負担額の差額×10/10	
栃木県	有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(集合処理計画区域は対象外。専用住宅に限る。)	国の補助対象基準額と同じ	基準額の1/3(ただし、財政力指数等による調整あり。)	
群馬県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	新設設置(住宅の新築に伴うもの)補助率1/5、転換設置(単独浄化槽又はくみ取り槽から転換が適正に行われるもの)補助率1/3	
埼玉県	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換。 ・10人槽以下の専用住宅。)	国の補助対象基準額と同じ	個人設置型 補助割合：1/3	
千葉県	有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(①住宅施設関係(人員暫定基準の建築用途)に設置される処理対象人員50人以下の浄化槽であること。 ②閉鎖性水域流域において高度処理型であること。 ③新設の場合は、N10、N10以下又は「P」以上の処理性能を持つ高度処理型(閉鎖性水域流域対象)又は「O」除去の高度処理型(全域対象)であること。)	国の補助対象基準額と同じ	1/3	設置補助の圧か、単独処理浄化槽・汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換補助がある。 単独処理浄化槽からの転換：1基あたり180千円 汲み取り便所からの転換：1基あたり100千円 <補助割合> 1/2

2. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
東京都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付金 委補	国の対象に加えて、条件あり 条件（総量規制区域にあつては、BOD20mg/L以下 1-N20mg/Lの処理性能を有する浄化槽、その他の区域に あつては、BOD20mg/L以下の処理性能を有する浄化 槽。）	対象経費の支出額と都の基準額（国に順する）を比較し、少ない方の額	補助対象額から国庫補助額を控除した額の1/2	
神奈川県	有	神奈川県合併処理浄化槽整備費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から 合併処理浄化槽に転換するもの。適正に維持管理を行う もの。搬出の目的を建築物を建築するものではないこと。専 用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象 外）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
新潟県	無					
富山県	有	富山県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以下）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
石川県	無					
福井県	有	浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（処理対象人数が50人以下のもの）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	補助基準額は通常型浄化槽も高処理型浄化 槽も同じ。
山梨県	有	山梨県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以下の浄化槽に限る。）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
長野県	有	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（農業排等の計画区域外に設置されているものであ ること。）	国の補助対象基準額と同じ	3分の1以内	なし
岐阜県	有	岐阜県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（51人槽以上は対象あり）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	所要額330,000千円（平成23年度当初予算 額）
静岡県	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（国庫補助・交付金対象となるものであつて、次の もの（50人槽以下）に限り①新設するもの②既設単独 処理浄化槽の撤去③単独処理浄化槽を 合併処理浄化槽に代替する者に対し市町が上乗せ補助し ているもの）	国庫補助対象基準額と対象経費市町支出予定額を比較し、少ない方。	①新設するもの 国庫補助基本額×1/3×補正係数（過疎 1.0、財政力指数未滿0.6、財政 力指数0.4） ②既設単独処理浄化槽の撤去（国の補助 最大40千円を補助）（特別として銀行の基 礎額に加える）負担割合 国1/3、県1/3 ×補正係数（財政力指数未滿1.0、 財政力指数0.5）、市町1/3付 替える者に対し市町が上乗せ補助してい るもの ③単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替 える者の上乗せ補助している市町に對 する者に対し市町が上乗せ補助してい るもの 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替 える者の上乗せ補助している市町に對 する者に対し市町が上乗せ補助してい るもの 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替 える者の上乗せ補助している市町に對 する者に対し市町が上乗せ補助してい るもの 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替 える者の上乗せ補助している市町に對 する者に対し市町が上乗せ補助してい るもの	
愛知県	有	愛知県浄化槽設置費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以下）	【一般地域】 国庫補助基準額と同じ 【特定地域】 浄化槽設置費の10%相当額を国庫補助基準額に上乗せする （単独浄化槽からの転換に限る） ※特定地域：水廻りの生活排水対策重点地域等	【一般地域】 1/5 【特定地域】 国庫補助基準額は1/5 5、上乗せは3/10	
三重県	有	浄化槽設置促進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件（普通型10人槽以下、高度処理型50人槽以下）	国の補助対象基準額と同じ ただし、新設浄化槽の補助対象基準額は、国の補助対象基準額の1/2の額とする。 （経過措置有り）	1/3	単独浄化槽又は汲み取りからの転換時に限り、 ・単独浄化槽撤去への補助 ・補助基準額：上限9万円（補助率1/3） ・記等費用への補助 補助基準額：上限6万円（補助率1/2）
滋賀県	有	滋賀県汚水処理施設整備費補助金交付金	国の対象と同じ	被災地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬	国庫補助基準額の1/3	面的整備事業（集落単位で維持管理組合を 設立し、3年以内に全戸整備を業態とする場 合）として、上記とあわせて工業費補助を 行っている。
京都府	有	浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（京都市を除く市町村で、専用住宅かつ10人槽 以下）	国の補助対象基準額と同じ	国の補助割合と同じ	

2. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
大阪府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以下、併用住宅のみ対象。) 条件(50人槽以下、併用住宅のみ対象。)	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額の1/3	
兵庫県	無					
奈良県	有	奈良県浄化槽設置整備補助事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以下、住宅部片面積1/2以上、10基以上等)	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
和歌山県	有	和歌山県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(補助対象人員が10人以下であること。ただし、処理対象人員が11人以上50人については、専用住宅又は併用住宅に限る。)	処理対象人員が10人以下は、国の補助対象基準額と同じ。11人槽以上50人槽以下については、専用住宅又は併用住宅に限り、8~10人槽の基準額を適用する。	1/3	所要額、財政力指数により調整有り。
鳥取県	有	鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(処理対象人員が50人以下、汲取便所又は単独浄化槽からの経路に係る設置、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村等)	国の補助対象基準額と同じ	1/3(市町村が上乗せ補助する場合はその額の1/2を加算)	
島根県	無					
岡山県	有	岡山県浄化槽設置促進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽)	国の補助対象基準額と同じ	1/3(市町村が上乗せ補助する場合はその額の1/2を加算) 補助基準額と実支出額のいずれか少ない方の額の3分の1 ただし、政令市は補助対象外、中核市は調整係数(0.7)を乗じる。	
広島県	有	広島県小型浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(10人槽以下、汲み取り・単独槽からの経路に限る)	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
山口県	無					
徳島県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(経路のみ、)	国の補助対象基準額と同じ	市町村の財政力指数(直近3カ年平均)により、1/5から1/3まで	
香川県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(専用住宅(単赤、貫貫及び管居を目的とする住宅を除く。))に設置する50人槽以下で、市町が助成する浄化槽)	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/3	
愛媛県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(新築を除き、10人槽以下に限る。)	国の補助対象基準額と同じ	1/3(離島地域は1/4)	財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定(25年度予算額:48,293千円)
高知県	有	高知県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(10人槽以下の一級住宅用)	国の補助対象基準額と同じ	1/3(離島地域は1/4)	
福岡県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以内)	基本的には国と同じであるが、国の入槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11人槽、15人槽、21~25人槽、31~40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	1/3	
佐賀県	有	佐賀県浄化槽設置整備事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
長崎県	有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以下の浄化槽に限る。)	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
熊本県	有	熊本県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(専用住宅に設置されるもの、小規模店舗付き住宅の面積相当分は対象とするが、賃貸を目的とするもの及び宿舎等を除く。)	国の補助対象基準額と同じ	1/3以内、離島は1/4以内	

・補助率：本土地区及び離島地区(1/3)

・市町の財政状況に応じて算出する係数、以下の式により算出する。

① 浄化槽(通常型)

補正係数=0.42/(事業年度における交付対象市町の財政力指数)(小数第3位を切り捨て、ただし、補正係数が1.00以上となる市町については補正係数を1.0とし、0.9未満とする。)

② 畜産処理型浄化槽(国庫補助の対象となる地域に整備するものに限る。)

補正係数：1.1

2. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象金額	補助割合	その他
大分県	有	大分県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり 条件（特集集合処理を行う予定の区域を除く） 条件（新築を除き、80人槽以下に限る） （11人槽から50人槽までの浄化槽を設置する建物は、居住部分の床面積が50%以上）	国の補助対象基準額と同じ	基準額の1/3	
宮崎県	有	浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽）	国の補助対象基準額と同じ	補助基準額の3分の1（財政力指数による減額調整あり）	
鹿児島県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件（10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽）	国の補助対象基準額と同じ	本土：1/3、離島・奄美1/4	財政力指数比による補正あり （財政力指数比：県平均財政力指数/各市町村財政力指数）
沖縄県	有	沖縄県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり 条件（単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの取替設置の対象）	国の補助対象基準額と同じ	1/4	平成25年度で事業終了

3. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成25年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	平成26年度事業新規実施予定市町村名	都道府県名	市町村数	平成24年度以前に事業を完成させた市町村
北海道	7	島牧村、北斗市、福島町、寿都町、喜茂別町、上ノ国町、標津町	北海道	1	釧路町	北海道	10	妹背牛町、黒松内町、喜茂別町、豊浦町、利尻町、本別町、中川町、社管町 (PF1)、厚真町、豊浦町
青森県	3	十和田市 (PF1)、平内町、大鰐町	青森県	0		青森県	1	平川市
岩手県	14	盛岡市、宮古市 (PF1)、花巻市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市 (PF1)、葛巻町、岩手町、紫波町 (PF1)、西和賀町、金ケ崎町、洋野町、一戸町	岩手県	0		岩手県	1	遠野市 (H16～H19)
宮城県	8	仙台市、石巻市、登米市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町	宮城県	0		宮城県	2	色麻町、栗原市
秋田県	4	秋田市、能代市、仙北市、東成瀬村	秋田県	0		秋田県	9	大館市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、藤里町、横手市、八幡町
山形県	8	鶴岡市、酒田市、寒河江市、長井市、最上町 (PF1)、高畠町、白鷹町、飯豊町	山形県	0		山形県	2	上山市、大蔵村
福島県	7	会津若松市、白河市、金山町、西会津町、三春町、小野町、会津美里町	福島県	0		福島県	4	須賀川市、三島町、昭和村、磐梯町
茨城県	1	常陸太田市、桜川市、行方市、小美玉市、大子町	茨城県	0		茨城県	1	常陸大宮市
栃木県	5	大田原市	栃木県	0		栃木県	2	鹿沼市、日光市
群馬県	11	伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、嬬恋村、東吾妻町、昭和村	群馬県	0		群馬県	4	南牧村、中之条町、高山村、長野原町
埼玉県	10	秩父市、滑川町、嵐山町 (PF1)、鳩山町、ときがわ町、小鹿野町、東秩父村、吉見町、皆野町、長瀬町	埼玉県	1	榑瀬町	埼玉県	0	
千葉県	2	陸奥町、長柄町	千葉県	0		千葉県	0	真旺町
東京都	4	八王子市、奥多摩町、八丈町、小笠原村	東京都	0		東京都	0	
神奈川県	2	相模原市、山北町	神奈川県	0		神奈川県	0	
新潟県	6	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市	新潟県	0		新潟県	1	出雲崎町
富山県	0		富山県	0		富山県	2	砺波市、南砺市
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町	石川県	0		石川県	2	志賀町、宝達志水町
福井県	1	福井市	福井県	0		福井県	2	越前市、美浜町
山梨県	5	甲府市、山梨市、甲斐市、甲州市、北杜市	山梨県	0		山梨県	3	市川三郷町、身延町、道志村
長野県	4	長野市、南木曾町、筑北村、栄村	長野県	0		長野県	9	松本市、伊那市、大町市、飯山市、安曇野市、木祖村、木曾町、麻績村、生坂村
岐阜県	2	揖斐川町、郡上市	岐阜県	0		岐阜県	0	
静岡県	2	掛川市、御殿場市	静岡県	0		静岡県	0	
愛知県	0		愛知県	0		愛知県	1	伊賀市
三重県	5	松阪市、大台町、多気町、南伊勢町、紀宝町 (PF1)	三重県	2	名張市、尾鷲市 (PF1)	三重県	0	
滋賀県	0		滋賀県	0		滋賀県	0	
京都府	4	舞鶴市、綾部市、京丹後市、京丹波町	京都府	0		京都府	1	宇治田原町
大阪府	5	高槻市、茨木市、富田林市 (PF1)、河内長野市、柏原市 (PF1)	大阪府	0		大阪府	2	枚方市、大東市
兵庫県	0		兵庫県	0		兵庫県	1	大屋町 (H9年度～H11年度実施。但し、H16年度より隣町とともに合併し、養父町となった。)
奈良県	2	黒滝村、天川村	奈良県	0		奈良県	0	
和歌山県	0		和歌山県	0		和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町 (旧金屋町含む)、白高町
鳥取県	3	南部町、伯耆町、日南町	鳥取県	0		鳥取県	2	鳥取市、北栄町
島根県	9	浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町	島根県	0		島根県	2	松江市 (東出雲町)、海士町
岡山県	3	新見市、真庭市、奈義町	岡山県	0		岡山県	3	高梁市、美作市、新庄村
広島県	4	広島市、三原市、庄原市、安芸高田市	広島県	0		広島県	2	鞆広島市 (H11～H13整備)、三次市 (H13～H24整備)
山口県	1	岩国市	山口県	0		山口県	2	宇部市、萩市
徳島県	1	三好市 (PF1)	徳島県	0		徳島県	3	勝浦町、美波町、上板町
香川県	0		香川県	0		香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	6	八幡浜市、伊予市、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町 (PF1)	愛媛県	0		愛媛県	3	今治市、西予市、上島町
高知県	1	津野町	高知県	0		高知県	1	土佐町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町 (PF1)	福岡県	1	香春町	福岡県	0	
佐賀県	6	佐賀市、唐津市 (PF1)、武雄市、神埼市、有田町、江北町	佐賀県	1	小城市	佐賀県	0	
長崎県	2	雲山市、時津町	長崎県	0		長崎県	4	長崎市、諫早市、小値賀町、西海市
熊本県	10	八代市、玉名市、天草市、菊池市、美里町、和水町、南関町、南小国町、南阿蘇村、山鹿市	熊本県	0		熊本県	4	長洲町、小国町、芦北町、苓北町
大分県	2	佐伯市、竹田市	大分県	0		大分県	3	臼杵市、豊後大野市、国東市
宮崎県	3	宮崎市、綾町、日南市	宮崎県	0		宮崎県	1	延岡市
鹿児島県	3	曾於市、龍郷町、知名町	鹿児島県	0		鹿児島県	3	薩摩川内市、三島村、長島町
沖縄県	0		沖縄県	0		沖縄県	0	
合計	186		合計	6		合計	101	

4. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

都道府県名	助成制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	無					
岩手県	有	浄化槽下水道事業債償還基金補助	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ (下水道事業債の元利償還基金に充てるための償還基金の積立に要する経費に対し補助)	基準額の60分の8、5に相当する額以内 【下水道事業または環境保全推進事業は60分の6に相当する額以内】	
宮城県	無					
秋田県	無					
山形県	有	山形県浄化槽環境保全推進事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件(市町村整備(市町村設置型)する浄化槽を対象とし、かつ、単独処理浄化槽(汲み取り便槽含む)からの転換のみを対象とする)	その他(5人槽0千円、6人槽以上100千円を限度に、設置分担金納付者に対し補助)	市町村への補助ではなく、住民負担軽減を目的として(市町村間接補助)となる 市町村支出額に対する割合は10割	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
福島県	有	福島県浄化槽市町村整備推進事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件(処理対象人員が50人以下であるものに限る)	国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)	7.5/100	
茨城県	有	茨城県浄化槽市町村整備推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以下の設置及びりん除大型浄化槽)	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業債から交付措置費を除いた市町村負担額の9/10	
栃木県	有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	排水先を周辺に求めることが困難な地域で、河川や排水路等までの排水管等敷設事業	事業費又は限度額(240千円)の少ないほうの額	事業費額の1/2又は限度額(120千円)の少ないほうの額	
群馬県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	新設設置(住宅の新築に伴うもの)補助率1/6、転換設置(単独浄化槽又は汲み取り槽から転換が適正に行われるもの)補助率1/4	
埼玉県	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(・本体、本体工事費への補助は事業導入初年度のみ。・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域、・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換、・10人槽以下の専用住宅。)	国の補助対象基準額と同じ	導入初年度からの補助であり導入年度より下層の割合で補助(本体、本体工事費)：4/30、H27年度導入：3/30	・単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の処分費(標準額)：10万/10、10/10 ・記實費補助：上限20万円(10/10)
千葉県	有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(①住宅施設関係(人員算定基準の建築用途)に設置される処理対象人員50人以下の浄化槽であり、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換を行うこと。②閉鎖性水域流域においては高度処理型であること。)	国の補助対象基準額と同じ	4/30	設置補助のほか、単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換補助がある。 ＜補助対象額＞ 単独処理浄化槽からの転換：1基あたり180千円 汲み取り便槽からの転換：1基あたり100千円 ＜補助割合＞ 1/2
東京都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付金要綱	国の対象に加えて、条件あり 条件(総置換区域にあっては、BOD20mg/L以下・TN20mg/Lの処理性能を持つ浄化槽、その他の区域にあっては、BOD20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽。)	対象経費の支出額と都の基準額(国に順ずる)を比較し、少ない方の額	補助対象額に係る地方債充当額から交付枠措置相当分を控除した1/2	補助金の交付を受けた市町村は、原則として当該事業に係る事業に係る地方債の償還のための償還基金に積り立てなければならない。
神奈川県	有	神奈川県水循環環境保全・再生市町村交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件(窒素及びリン除去能力を有する高度処理型浄化槽)	国の補助対象基準額と同じ	浄化槽本体設置費 基準額×17/30 付帯工事費 一律400千円 維持管理経費 一律500千円	
新潟県	無					
富山県	無					
石川県	有	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	国の対象と同じ	単独基準額：増加処理人口に対して、49,000円を後年度補助。	増加処理人口×単独基準額×接続補正係数	増加処理人口：新たに追加整備された区域内の住民基本台帳に基づく居住人口 接続補正：浄化槽事業費(0算出し)補助金額は算定基準年以降8年間で分割する。算定基準年から5年目までの各年度の補助金は1/4とし、6年目以降の各年度の補助金は3/4とする。
福井県	無					
山梨県	無					
長野県	無					
岐阜県	無					
静岡県	無					
愛知県	無					
三重県	有	浄化槽市町村整備促進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(高度処理型浄化槽に限る)	起債の元金の償還に要する経費(地方交付税相当額を除いた額)	1/2	単独浄化槽又は汲み取りからの転換時に限り、 ・単独浄化槽撤去への補助 ・記實費等への補助 補助基準額上限6万円(補助率1/2)
滋賀県	無					
京都府	有	生活排水処理対策費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(京都市を除く市町村で、専用住宅でかつ10人槽以下)	被災地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬 ・国の助成率1/30の場合：国の補助対象基準額の9% (3年分割で補助) ・国の助成率1/20の場合：国の補助対象基準額の7.5% (3年分割で補助)		

4. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

都道府県名	助成制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
大阪府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（100人槽以下の「N又はP除去型」但し、現在は10人槽以下を対象として運用。住宅用のみ対象。）	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額の25/10000	
兵庫県	無					
奈良県	無					
和歌山県	有	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の対象と同じ	起債総額から、交付税算定額を控除した額。	1/2	
鳥取県	有	鳥取県浄化槽設置推進基金造成事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（・処理対象人員が50人以下 ・記帳管理のための基金造成を実施 ※年度内整備戸数の要件は無し）	国の補助対象基準額と同じ	1/20（ただし、整備事業年度に基金に積み立てた額を上限とする）	
島根県	有	島根県生活排水処理普及促進交付金	循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金、浄化槽市町村整備推進事業の対象浄化槽	地方債充当額＝地方債充当額×控除率※ ※控除率＝下水道債0.45、下水道債臨時措置分1.0、過疎債0.7、辺地債0.8	補助対象額×1/2	
岡山県	無					
広島県	有	広島県浄化槽市町村整備推進事業償還費補助金	国の対象と同じ	市町村の起債元金の償還額（交付税措置分を除く）	1/3	
山口県	無					
徳島県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	基準額の10分の1	
香川県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（市町村が設置する50人槽以下の浄化槽）	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/10	
愛媛県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（10人槽以下に限る。）	国の補助対象基準額と同じ	1/10	財政力指数に依じた補正係数を乗じて補助金額を算定（25年度予算額：16,838千円）
高知県	無					
福岡県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以内）	基本的に市町と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	7.5%	
佐賀県	有	佐賀県浄化槽市町村整備推進事業	国の対象と同じ	①先導的整備交付金 工事費に際する交付対象費（起債額（公費負担分）から交付税措置額を除いた額） ②整備促進交付金 国庫補助対象事業費 但し事務費、調査費、計画策定費を除く	・交付金の交付率は次のとおりとする。 （1）水質汚濁防止法第14条の8第1項の規定を受けた地域 5% （2）採択前々年度の汚水処理人口普及率が50%以下の市町 10% （3）無効集約法第2条第1項の指定を受けた地域 10%	・交付金の対象経費は、浄化槽市町村整備推進事業に係る下水道事業債の元利償却に要する費用とする。地方自治法第41条第1項の規定に基づき減価償却に備え立てなければならぬ。
長崎県	有	長崎県汚水処理総合交付金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ		平成29年度までに新規に着手する汚水処理施設整備事業とする。交付金と交付する期間は、交付対象事業に着手した年度より5年間とする。
熊本県	有	熊本県浄化槽市町村整備推進事業交付金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	6.5%以内	後年度交付金
大分県	有	大分県浄化槽市町村整備推進事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	交付金算定基準率に交付率（70%-当該市町村前年度発生生活排水処理量）を乗じて得た額と、市町村事業費負担額の1/2の額を比較し、小さい方の額を交付	
宮崎県	有	浄化槽市町村整備推進事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（住宅・共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民権等の加算に設置される10人槽以下の浄化槽）	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業債起債額から交付税措置相当額を控除した2分の1	生活排水処理率及び財政力指数により補助対象としない場合がある。
鹿児島県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象と同じ	浄化槽設置整備事業（個人設置型）における補助対象基準額と同じ	本土：1/15、離島：奄美：1/20	財政力指数による補正あり（財政力指数は、県平均財政力指数・各市町村財政力指数）
沖縄県	無					

5. 市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成25年度事業実施市町村名
北海道	44	美幌市、滝川市、砂川市、深川市、秦井江町、北竜町、沼田町、千歳市、恵庭市、石狩市、黒松内町、釧別市、豊浦町、厚真町、安平町、土別市、名寄市、比布町、占冠村、中川町、幌加内町、初山別村、遠別町、幌延町、猿払村、枝幸町、網走市、美幌町、津別町、訓子府町、湧別町、帯広市、音更町、鹿追町、清水町、芽室町、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、本別町、浦幌町、別海町、羅臼町
青森県	1	六戸町
岩手県	0	
宮城県	4	大和町、色麻町、加美町、美里町
秋田県	0	
山形県	1	大蔵村
福島県	2	須賀川市、三島町
茨城県	1	ひたちなか市
栃木県	6	宇都宮市（敷地内処理装置の設置費補助は市単独）、足利市、佐野市、那須塩原市、那須烏山市、市貝町
群馬県	1	南牧村
埼玉県	0	
千葉県	6	銚子市、旭市、香取市、市原市、栄町、神崎町
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	4	上越市、魚沼市、阿賀町、刈羽村
富山県	0	
石川県	0	
福井県	1	永平寺町
山梨県	3	上野原市、忍野村、道志村
長野県	3	木祖村、麻績村、生坂村
岐阜県	0	
静岡県	2	富士市、伊東市
愛知県	0	
三重県	4	津市、松阪市、大台町、紀宝町
滋賀県	0	
京都府	1	宇治田原町
大阪府	2	枚方市、大東市
兵庫県	1	相生市
奈良県	1	明日香村
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	3	浜田市、出雲市、隠岐の島町
岡山県	2	笠岡市、美作市
広島県	0	
山口県	5	長門市、下松市、田布施町、光市、萩市
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	2	土佐町、橋原町
福岡県	2	糸島市、那珂川町
佐賀県	0	
長崎県	1	長崎市
熊本県	5	水俣市、合志市、長洲町、西原村、苓北町
大分県	0	
宮城県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	108	

都道府県名	市町村数	平成26年度事業新規実施予定市町村
北海道	2	北斗市、幌加内町
青森県	1	六戸町
岩手県	2	洋野町、大槌町
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	2	鶴岡市、最上町
福島県	1	三島町
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	1	旭市
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	1	蒲郡市
三重県	1	米原市
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮城県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	11	

6. 市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	助成制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	無					
岩手県	無					
宮城県	無					
秋田県	無					
山形県	有	山形県浄化槽水環境保全推進事業費補助金	国の対象に加えて条件ありは整備(市町村設置)する浄化槽を対象とし、かつ、単独処理浄化槽(汲み取り便槽含む)からの転換のみを対象とする) その他(浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする)		市町村への補助ではなく、住民負担軽減を目的としている(市町村間家補助)ため、市町村支出額に占める割合は10割となる	個人設置型、市町村設置型を列挙している
福島県	無					
茨城県	無					
栃木県	無					
群馬県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	市町村設置型の県補助事業と同じ		市町村設置型の県補助事業と同じ	
埼玉県	無					
千葉県	有	千葉県被災地浄化槽復旧支援事業補助金交付要綱	対象地域及び浄化槽の性能による制限なし、新たな浄化槽を設置する場合は限る。また、年度内の設置に限らず、設置済みの浄化槽も補助対象とする。 基準額：一律3000千円		1/2	
東京都	無					
神奈川県	無					
新潟県	無					
富山県	無					
石川県	無					
福井県	無					
山梨県	無					
長野県	無					
岐阜県	無					
静岡県	無					
愛知県	無					
三重県	無					
滋賀県	無					
京都府	無					
大阪府	無					
兵庫県	無					
奈良県	無					
和歌山県	有	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の浄化槽市町村整備推進事業実施要綱により採択された後、整備対象である住民の経済事情等により、事業年度内の設置遅延が当該補助事業の要件を満たさなくなり、個別排水処理施設整備(平成6年2月24日自治事務分管通知)により市町村単独で実施することになった場合は、平成14年度から平成9年度までの間に実施される事業 起債総額から、交付税算定額等を控除した額。		1/2	
鳥取県	無					
島根県	有	島根県生活排水処理普及促進交付金	個別排水処理施設整備事業、小規模排水処理施設整備事業の対象浄化槽 地方債充当額=地方債充当額×控除率※ (※控除率=下水道債0.45、下水道債臨時措置分1.0、過疎債0.7、辺地債0.8)		補助対象額×1/2	
岡山県	無					
広島県	無					
山口県	無					
徳島県	無					
香川県	無					
愛媛県	無					
高知県	無					
福岡県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	個別排水処理施設整備事業 50人槽以内		7.5%	
佐賀県	無					
長崎県	無					
熊本県	有	熊本県浄化槽設置整備事業補助金(市町村設置型浄化槽整備推進モデル事業)	国の対象に加えて、条件あり案件(専用住宅に設置されるが、賃貸を目的とするもの及び宿舎等を除く) 5~10人槽1基当たり837,000円(千円未満切り捨て)		1/6以内	市町村が設置主体となっており、戸別の浄化槽を特定の地域を単位として整備する際、国基準額が年間10戸未満の場合は、浄化槽市町村整備推進事業の国庫相当額の1/2を補助する。
大分県	無					
宮崎県	無					
鹿児島県	無					
沖縄県	無					

7. 既設単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に対する補助の実施状況

その1

(1) 都道府県による補助制度の概要

(平成25年12月末現在)

都道府県名	都道府県による補助の有無	補助対象	補助対象区域	補助金額その他概要
北海道	無			
青森県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の基準額の特例に準じ、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は9万円まで。補助金は補助基本額の1/6以内の額。
岩手県	無			
宮城県	無			
秋田県	無			
山形県	無			
福島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去 その他（既設くみ取便槽の撤去、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽の撤去）	その他（下記のとおり） （1）下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であって、次のアからキのいずれかに該当する地域であること。 ア 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域 イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域 ウ 水道水源の流域 エ 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域 オ 水質汚濁の著しい都市中小河川の流域 カ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等 ク すぐれた自然環境を有する地域 キ その他人口増加が著しい等上記地域と同等以上に生活排水対策を促進する必要があると知事が認める地域 （2）下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、次のア又はイのいずれかに該当する地域であること。 ア 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域 イ 水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域 （3）水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条の規定に基づく県計画に定められた浄化槽の整備地域	1基あたり3万円（定額） ※福島県浄化槽設置整備事業（個人設置型事業）のみ実施
茨城県	有	単独処理浄化槽の撤去	すべて	補助要件：単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（霞ヶ浦流域は、高度処理型浄化槽）に転換する場合 補助基準額：9万円 補助率：10/10（国庫補助対象の場合は2/3）
栃木県	無			
群馬県	有	既設単独処理浄化槽の撤去 雨水貯留槽への再利用 くみ取り便槽の撤去	すべて	個人設置型については、転換が適正にされる浄化槽の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の補助率2分の1（国の撤去費特例の助成を受ける場合はその額を除いた2分の1）を補助する。市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、県基準額の10万円を上限に補助率2分の1を補助する。
埼玉県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	補助金額 個人設置型：1基6万円（補助率10/10） 市町村整備型：1基10万円（補助率10/10） 概要 既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を処分する費用（清掃、消毒、汚泥処理、撤去（掘り起こし）及び処理する費用（運搬、中間処理及び最終処理））。 市町村整備型においては、市町村が浄化槽を設置する対象者に対し処分費を補助する場合。
千葉県	有	既存単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換した者に対し、市町村が設置補助に上乘せし補助した場合にかかる経費。市町村設置型も対象。	すべて	補助基準額 180千円 補助率 1/2 国助成対象となる場合は国助成額を引いた額の1/2
東京都	有	既設単独処理浄化槽の撤去	公共下水道事業計画の認可を受けた地域を除く市の区域内全域	循環型社会形成交付金取り扱い要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に二分の一を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象が国二分の一を乗じて得た額。
神奈川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用について90,000円を上限として補助。（補助率1/3）
新潟県	無			
富山県	無			
石川県	無			
福井県	無			
山梨県	無			
長野県	無			

7. 既設単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に対する補助の実施状況

その2

(1) 都道府県による補助制度の概要

(平成25年12月末現在)

都道府県名	都道府県による補助の有無	補助対象	補助対象区域	補助金額その他概要
岐阜県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	国の補助対象、基準額と同様
静岡県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業の事業対象地域	(国の単独処理浄化槽撤去費助成制度活用) 国が撤去費相当分(上限9万円)として認める額の1/3×補正係数(財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5)(一般付け増し) 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者の上乗せ補助している市町に対し、市町助成額と国庫補助基本額との差額の1/2以下を県費により上乗せ補助している。国庫補助基本額の1/8×補正係数(財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5)を補助の上限とする。
愛知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換整備の際に発生する単独処理浄化槽撤去について90,000円を上限とし費用の1/5を補助。
三重県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の対象区域と同様	既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用について90,000円を上限として補助。(補助率1/3)
滋賀県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様	補助制度名称：滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金 制度概要：浄化槽の設置に単独処理浄化槽の撤去が必要な場合、撤去費を補助 ・基準額 90,000円(上限) 補助率1/3 ・条件 環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
京都府	無			
大阪府	無			
兵庫県	無			
奈良県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国庫交付金にあわせて合併浄化槽の設置に伴う単独浄化槽の撤去費用に最大3万円助成。
和歌山県	無			
鳥取県	無			
島根県	無			
岡山県	無			
広島県	無			
山口県	無			
徳島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	6分の1(但し市町村の負担率が1/6を下回る場合はその率とする。)
香川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：国の基準額(90千円)と同じ 補助率：交付金の位置要件に合致するもの 1/3 (低炭素型社会対応型浄化槽整備推進事業は1/4) 交付金の位置要件に合致しないもの 1/2
愛媛県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の補助対象基準額と同じ 国の対象に加えて、条件あり 条件(10人槽以下に限る。)
高知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業(国庫助成事業、個人型)実施区域	国の補助対象基準額、対象浄化槽と同じ 補助割合 1/3
福岡県	無			
佐賀県	無			
長崎県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の補助対象基準額と同じ
熊本県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	①下水道認可区域外であること。 ②下水道認可区域であっても、下水道整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない地域で、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集排水処理施設整備予定地域外であること。	・国の補助金額と同じ ・モデル事業として、単独処理浄化槽撤去費が現行制度の撤去費上限額(90千円)を超える場合、超過分について110千円を限度として1/2を補助する。
大分県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国庫助成事業と同様の基準額への上乗せ
宮崎県	無			
鹿児島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	基準額の特例 浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じる場合には、9万円を上限として加算できる。(国の補助対象及び基準額と同じ)
沖縄県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	国の基準額(最大9万円)の1/4

7. 既設単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に対する補助の実施状況

(2) 補助を実施している市町村名

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	15	北広島市、壮瞥町、福島町、旭川市、上富良野町、南富良野町、占冠村、剣淵町、北見市、紋別市、釧路市、小樽市、苫小牧市、根室市、標津町
青森県	1	おいらせ町
岩手県	1	二戸市
宮城県	4	名取市、栗原市、大河原町、亶理町
秋田県	1	八郎潟町
山形県	10	酒田市、寒河江市、東根市、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、高畠町、小国町
福島県	47	大玉村、塙町、会津美里町、榑葉町、郡山市、いわき市、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、西郷村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村、会津若松市、広野町、喜多方市、柳津町
茨城県	42	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	9	宇都宮市、足利市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須烏山市、市貝町、芳賀町
群馬県	17	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、神流町、下仁田町、甘楽町、片品村、板倉町、明和町、大泉町
埼玉県	54	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	49	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	5	青梅市、あきる野市、昭島市、八丈町、東大和市
神奈川県	18	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、山北町、開成町、松田町、中井町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新潟県	6	長岡市、新発田市、小千谷市、五泉市、上越市、佐渡市
富山県	2	氷見市、小矢部市
石川県	3	金沢市、小松市、加賀市、内灘町
福井県	4	敦賀市、大野市、鯖江市、越前市
山梨県	4	市川三郷町、富士川町、身延町、山梨市
長野県	6	長野市、上田市、小諸市、中野市、大町市、御代田町
岐阜県	14	岐阜市、多治見市、中津川市、美濃市、美濃加茂市、養老町、関ヶ原町、七宗町、白川町、東白川村、大垣市、大野町、関市、本巣市
静岡県	14	静岡市、三島市、掛川市、裾野市、湖西市、西伊豆町、函南町、森町、下田市、富士市、袋井市、松崎町、富士宮市、伊豆の国市
愛知県	33	豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、大口町、蟹江町、東浦町、南知多町、美浜町、幸田町
三重県	10	四日市市、菟野町、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、大紀町、紀北町、紀宝町
滋賀県	3	彦根市、高島市、日野町
京都府	0	
大阪府	3	堺市、松原市、和泉市
兵庫県	2	洲本市、福崎町
奈良県	7	生駒市、平群町、斑鳩町、吉野町、大淀町、川上村、東吉野村
和歌山県	1	和歌山市
鳥取県	1	境港市
島根県	2	川本町、美郷町
岡山県	3	岡山市、倉敷市、新見市
広島県	5	福山市、安芸高田市、熊野町、北広島町、大崎上島町
山口県	2	下関市、下松市
徳島県	11	徳島市、鳴門市、小松島市、三好市、勝浦町、上勝町、那賀町、海陽町、松茂町、藍住町、上板町
香川県	8	高松市、丸亀市、坂出市、さぬき市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町
愛媛県	4	松山市、東温市、伊予市、愛南町
高知県	6	高知市、室戸市、本山町、いの町、日高村、四万十町
福岡県	10	大牟田市、柳川市、宗像市、篠栗町、遠賀町、鞍手町、大木町、香春町、川崎町、苅田町
佐賀県	4	唐津市、神埼市、基山町、玄海町
長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、対馬市、五島市、南島原市
熊本県	21	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、西原村、御船町、甲佐町、芦北町、津奈木町、錦町、相良村、あさぎり町
大分県	3	大分市、九重町、玖珠町
宮崎県	3	串間市、門川町、日之影町
鹿児島県	33	鹿児島市、鹿屋市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、志布志市、南九州市、伊佐市、大崎町、東串良町、錦江町、肝付町、指宿市、湧水町、枕崎市、阿久根市、西之表市、いちき串木野市、南さつま市、始良市、さつま町、長島町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、奄美市、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町
沖縄県	2	那覇市、豊見城市
合計	509	

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(1) 維持管理費用に対する補助を行っている地方自治体名

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	対象とする浄化槽		
		合併	単独・合併	単独
北海道	23	札幌市、厚沢部町、秩父別町、栗山町、鷹栖町、美瑛町、比布町、当麻町、愛別町、和寒町、東川町、剣淵町、南富良野町、東神楽町、浜頓別町、北見市、厚真町、えりも町、芽室町、上士幌町、雄武町、京極町、釧路市	3	0
青森県	1	平内町	0	0
岩手県	3	遠野市、雫石町、矢巾町	0	0
宮城県	7	仙台市、名取市、利府町、東松島市、富谷町、亘理町、女川町	0	0
秋田県	1	美郷町	0	0
山形県	0		0	0
福島県	7	南会津町、郡山市、大熊町、猪苗代町、会津美里町、本宮市	2	0
茨城県	0		0	0
栃木県	0		0	0
群馬県	4	館林市、甘楽町、桐生市（黒保根町地区のみ）、高崎市（倉淵地域のみ）	0	0
埼玉県	8	飯能市、川越市、深谷市、神川町、坂戸市、熊谷市、川島町、日高市	0	0
千葉県	3	成田市、佐倉市、芝山町	0	0
東京都	26	品川区、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、青梅市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、八丈町	25	1
神奈川県	6	平塚市、藤沢市、相模原市、大井町、松田町、清川村	2	0
新潟県	3	長岡市、柏崎市、見附市	0	0
富山県	2	高岡市、氷見市	0	0
石川県	0		0	0
福井県	3	福井市、越前市、おおい町	0	0
山梨県	7	鳴沢村、早川町、中央市、富士川町、南アルプス市、甲府市、山梨市	3	0
長野県	27	松本市、飯田市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、南牧村、南相木村、北相木村、青木村、富士見町、原村、飯島町、松川町、高森町、阿南町、根羽村、下條村、喬木村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、大桑村、木曾町、山ノ内町、信濃町	5	0
岐阜県	0		0	0
静岡県	2	御前崎市、富士市	0	0
愛知県	4	清須市、扶桑町、飛島村、幸田町	2	0
三重県	2	いなべ市、四日市市	0	0
滋賀県	6	大津市、近江八幡市、東近江市、高島市、日野町、多賀町	0	0
京都府	6	綾部市、福知山市、南丹市、宮津市、伊根町、与謝野町	0	0
大阪府	2	和泉市、河内長野市、東大阪市	0	0
兵庫県	7	三田市、多可町(旧加美町、旧八千代町の区域)、市川町、朝来市、丹波市、宍粟市、佐用町	0	0
奈良県	2	大和郡山市、平群町	0	0
和歌山県	0		0	0
鳥取県	2	湯梨浜町、江府町	0	0
島根県	2	出雲市、吉賀町	0	0
岡山県	4	玉野市、勝央町、西粟倉村、赤磐市	3	0
広島県	6	安芸太田町、北広島町(旧芸北町)地域、北広島町(旧大朝町)地域、北広島町(旧千代田町)地域、北広島町(旧豊平町)地域、世羅町(H25.9~)	0	0
山口県	0		0	0
徳島県	1	那賀町	0	0
香川県	2	琴平町、三豊市	0	0
愛媛県	1	松山市	0	0
高知県	0		0	0
福岡県	5	久留米市、宗像市、筑前町、東峰村、みやこ町、上毛町	0	0
佐賀県	4	鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、玄海町	0	0
長崎県	5	大村市、佐々町、雲仙市(愛野町、千々石町地区)、雲仙市(国見町、小浜町、南串山地区)、時津町、	0	0
熊本県	3	西原村、苓北町、水上村	0	0
大分県	0		0	0
宮崎県	3	西米良村、美郷町、諸塚村	0	0
鹿児島県	0		0	0
沖縄県	0		0	0
合計	200		45	1

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その1

(2) 維持管理費用に対する補助の概要 (参考事例)

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲						実費型				補助の形態		管理組合型 (組合に対し補助)								
		単独・合併	保守 点検 費用	清掃 費用	法定 検査 費用	電気 代	補助 割合	上限	備考	基準額 (定額)	基準額型		補助 割合									
											基準額の人槽	補助 割合										
北海道	札幌市	合併	○	○	○	○	10/10	実経費	11条検査に対する補助 使用期間中補助	32,000 45,000 68,000	5人槽 6~7人槽 8~10人槽	100%	○									
														厚沢部町	合併	○	○	○	○	○	○	○
	栗山町	合併	○	○	○	○	○															
								鷹栖町	合併	○	○	○	○	○								
															美瑛町	単独・合併	○	○	○	○	○	
	比布町	合併	○	○	○	○	○															
								当麻町	合併	○	○	○	○	○								
															愛別町	単独・合併	○	○	○	○	○	
	和寒町	単独・合併	○	○	○	○	○															
								東川町	合併	○	○	○	○	○								
															剣淵町	合併	○	○	○	○	○	
	南富良野町	合併	○	○	○	○	○															
								東神楽町	合併	○	○	○	○	○								
															浜頓別町	合併	○	○	○	○	○	
北見市	合併	○	○	○	○	○																
							厚真町	合併	○	○	○	○	○									
														えりも町	合併	○	○	○	○	○		
芽室町	合併	○	○	○	○	○																

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その2

(2) 維持管理費用に対する補助の概要 (参考事例)

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲										補助の形態				管理組合型 (組合に対し補助)
		単 独 ・ 合 併	保 守 点 検 費 用	清 掃 費 用	法 定 検 査 費 用	電 気 代	補 助 割 合	上 限	実費型 備 考	基 準 額 (定額)	基準額型		補 助 割 合			
											基 準 額 の 人 槽	補 助 割 合				
北海道 (続き)	上士幌町	合併	○	○	○					25,000	5人槽～10人槽の場合					
	雄武町	合併	○	○	○					25,000	5人槽～10人槽の場合					
	京極町	合併	○	○	○					10,000	5人～10人以下			維持管理相当額	無	
青森県	釧路市	合併			○			10割	8,000							
	平内町	合併	○	○	○	○										
	下北郡 野辺村	合併	○	○	○	○										
岩手県	遠野市	合併	○	○	○					15,000	一律					
	雫石町	合併	○	○	○					20,000	一律					
	矢巾町	合併	○	○	○			1/2	20,000							
宮城県	仙台市	合併	○	○						17,000	5人槽の場合					
		合併	○	○					20,000	6人槽の場合						
		合併	○	○					23,000	7人槽の場合						
		合併	○	○					26,000	8人槽の場合						
		合併	○	○					32,000	10人槽の場合						
		合併	○	○					13,000	5人槽の場合						
		合併	○	○					15,000	6・7人槽の場合						
		合併	○	○					17,000	8～10人槽の場合						
		合併	○	○					22,000	5～7人槽の場合						
		合併	○	○					27,000	8人槽以上の場合						
秋田県	女川町	合併	○	○						14,000	5人槽の場合					
		合併	○	○					16,000	6～7人槽の場合						
		合併	○	○					27,000	8～10人槽以上						
		合併	○	○					13,000	5人槽の場合						
		合併	○	○					15,000	6～7人槽の場合						
福島県	美郷町	合併			○					9,000	5人槽の場合					
		合併							11,000	6～7人槽の場合						
		合併							13,000	8～10人槽以上						
福島県	南会津町	合併								7,200	5人槽の場合					
		合併							10,800	7人槽の場合						
		合併							5,000	7人槽の場合						
福島県	郡山市	合併	○	○	○					15,000	5～7人槽の場合					
		合併	○	○	○					20,000	8～10人槽の場合					
		単独・合併	○	○	○											
福島県	川内村	単独・合併			○											
		単独・合併														
		単独・合併														

平成23年3月11日～平成25年3月31日までに行われた清掃した費用を全額補助、それ以降は半額

○ (協会運営費として、240千円補助)

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その3

(2) 維持管理費用に対する補助の概要 (参考事例)

(平成25年12月末現在)

都道府県名 (続き)	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態				管理組合型 (組合に対し補助)																																																																																																				
		単 独 ・ 合 併	保 守 点 検 費 用	清 掃 費 用	法 定 費 用	電 気 代 金	実費型		基準額型																																																																																																						
							補 助 割 合	上 限	備 考	基 準 額 (定 額)		基 準 額 の 人 槽	補 助 割 合																																																																																																		
福島県 (続き)	大熊町 ※避難中	合併	○	○	○	100% (下水料金を控除)	70,000 72,000 73,000 78,000 85,000 84,000 83,000 82,000 120,000 150,000	5人槽の場合 6~7人槽の場合 8人槽の場合 10人槽の場合 15人槽の場合 16人槽の場合 18人槽の場合 20人槽の場合 21~30人槽の場合 31~50人槽の場合	10,000 13,000 16,000 6,000 8,000 10,000 17,000 20,000 25,000	合併5人槽の場合 合併6~7人槽の場合 合併8~10人槽の場合 単独5人槽の場合 単独6~7人槽の場合 単独8~10人槽の場合 窒素リッチ6~7人槽の場合 窒素リッチ8~10人槽の場合	100%																																																																																																				
													群馬県	会津美里町 本宮市	合併 合併	○ ○	○ ○	○ ○	7,000	合併5~10人槽の場合	12,000	合併(住宅用)	100%																																																																																								
																									群馬県	館林市	合併	○	○	○	5,000 6,000 7,000 8,000 10,000	5人槽の場合 6人槽の場合 7人槽の場合 8人槽の場合 10人槽の場合	10,000 5,000 13,000 6,500	5人槽の場合 6人槽の場合 7人槽の場合 8人槽の場合 10人槽の場合	100%																																																																												
																																					群馬県	甘楽町	合併	○	○	○	3,000	5人槽の場合	10,000	5人槽の場合	100%																																																																
																																																	群馬県	桐生市 (黒保根町地区のみ)	合併	○	○	○	18,000 9,000 22,000 11,000	8人槽の場合 10人槽の場合	100%																																																						
																																																												群馬県	高崎市 (倉瀬地域のみ)	合併	○	○	○	15,000 20,000 22,500 12,500	5人槽 6人槽 7~10人槽 専用店舗	30% 40% 45% 25%	25,750	5~10人槽 経費の1/2の範囲	100%																																								
																																																																									埼玉県	飯能市	合併	○	○	○	20,000	5人槽以下	50%	20,000	10人槽から10人槽																												
																																																																																						埼玉県	川越市	合併	○	○	○	12,000	5人槽の場合	50%	20,000	10人槽から10人槽															
																																																																																																			埼玉県	深谷市	合併	○	○	○	13,000	6~7人槽の場合	50%	20,000	10人槽から10人槽		

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その4

(2) 維持管理費用に対する補助の概要 (参考事例)

(平成25年12月末現在)

都道府県名 (続き)	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲				補助の形態			管理組合型 (組合に対し補助)																																																							
		単独・合併	保守 点検 費用	清掃 費用	法定 費用	電気 代	実費型			基準額 (定額)	基準額の人槽																																																					
							補助 割合	上限			備考	基準額の人槽	補助 割合																																																			
埼玉県 (続き)	坂戸市	合併		○	○				6,500	10人槽以下・第7条検査 10人槽以下・第11条検査	50%																																																					
													熊谷市	合併	○	○			15,000	10人槽以下・第7条検査 10人槽以下・第11条検査	50%																																											
																							川島町	合併	○	○			15,000	10人槽以下・第7条検査 10人槽以下・第11条検査	50%																																	
	日高市	合併	○	○			5,000	5人槽以下・第7条検査 5人槽以下・第11条検査	100%																																																							
											千葉県	成田市	合併	○	○		50%	18,000 21,000 24,000 27,000 33,000 33,000	5人槽の場合 6人槽の場合 7人槽の場合 8人槽の場合 10人槽の場合 11~50人槽の場合	10人槽以下で維持管理費合計額の 75%を補助：上限15,000円		100%																																										
	東京都	佐倉市 芝山町	合併 合併	○ ○	○ ○			5,000 10,000	5~10人槽 10人槽以下	100%														100%																																								
																										品川区	単独・合併	○	○			4,900	汚泥1.0t当り	100%																														
																																				大田区	単独・合併	○	○			4,900	汚泥1.0t未滿	100%																				
																																														世田谷区	単独・合併	○	○			4,900	汚泥1.0t未滿	100%										
																																																								杉並区	単独・合併	○	○			4,900	汚泥1.0t未滿	100%
板橋区																																																																
											足立区	単独・合併	○	○			8,500	合併(10人槽以下)・単独1.0 m未滿 上記は一例、容量に応じた補 助あり	100%																																													
葛飾区	単独・合併	○	○			4,900	汚泥1.0m当り	100%																																																								
										八王子市	単独・合併	○	○			8,860	全バツキ1.0m ³	約1/2																																														
																				立川市	単独・合併	○	○			9,630	分離バツキ1.5m ³	約1/2																																				
青梅市	単独・合併	○	○			11,360	腐敗バツキ1.0m ³	約47%																																																								
										青梅市	単独・合併	○	○			8,860	全バツキ0.8m ³	約49%																																														
青梅市	単独・合併	○	○			9,260	分離バツキ1.0m ³	約42%																																																								
青梅市	単独・合併	○	○			11,360	腐敗バツキ1.0m ³	約47%																																																								
青梅市	単独・合併	○	○			8,690	バツキ型0.8m ³	100%																																																								
青梅市	単独・合併	○	○			11,130	腐敗バツキ1.0m ³	100%																																																								

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その5

(2) 維持管理費用に対する補助の概要(参考事例)

(平成25年12月末現在)

都道府県名 (続き)	市町村名	単 独 ・ 合 併	対象となる維持管理費用の範囲				補助の形態			基準額		基準額の人槽		補助 割 合	管 理 組 合 型 (組 合 に 対 し 補 助)
			保守 点 検 費 用	清掃 費 用	法 定 査 査 費 用	電 気 代 金	実費型	備 考	基 準 額 (定 額)	基 準 額 の 人 槽	補 助 割 合	上 限			
													備 考		
東京都	昭島市	単独・合併	○								8,860 9,250 11,350	全バツキ0.8m ³ 分離バツキ1.0m ³ 腐敗バツキ1.0m ³	100% 100% 100%		
	町田市	単独・合併	○								9,050 11,590 9,440	バツキ型1.0m ³ 未満 腐敗バツキ1.5m ³ 未満 小型合併1.5m ³ 未満	100% 100% 100%		
	日野市	単独・合併	○								8,870 11,360	バツキ分離0.8m ³ 腐敗バツキ1.0m ³	約1/2 約1/2		
	国分寺市	単独・合併	○								15,250 17,460 19,400	全バツキ0.8m ³ 分離バツキ1.0m ³ 腐敗バツキ1.0m ³	57% 58% 60%		
	国立市	単独	○								6,000 8,400	バツキ型0.8m ³ 腐敗バツキ1.0m ³	100% 100%		
	東大和市	単独・合併	○								8,891 9,271 11,373	全バツキ1.0m ³ 未満 分離バツキ1.5m ³ 未満 腐敗バツキ1.5m ³ 未満	100% 100% 100%		
	清瀬市	単独・合併	○								8,860 11,350	バツキ型0.8m ³ 腐敗バツキ1.0m ³	100% 100%		
	多摩市	単独・合併	○								8,850 11,340	バツキ型0.8m ³ 腐敗バツキ1.0m ³	100% 100%		
	稲城市	単独・合併	○								7,500 9,310	バツキ型1.0m ³ 腐敗バツキ1.0m ³	50% 50%		
	羽村市	単独・合併	○								8,500 9,000 10,000 11,000 12,000	単独浄化槽(全ての方式) 合併浄化槽(10人槽以下) 1.00m ³ 未満 1.00~1.49m ³ 1.50~1.99m ³ 2.00~2.49m ³ 2.50~2.99m ³	100% 100% 100% 100% 100%		
	あきる野市	単独・合併	○								6,090 8,120	バツキ型0.8m ³ 腐敗バツキ1.0m ³	100% 100%		
	日の出町	単独・合併	○								7,900	バツキ型1.0m ³ 未満 腐敗バツキ1.5m ³ 未満	100%		
	檜原村	単独・合併	○								11,030 24,000 21,000	合併 単独	100% 100%		
	奥多摩町	単独・合併	○								6,000	合併 単独	100%		
	大島町	単独・合併	○								9,114 9,513 11,676	全バツキ0.8m ³ 分離バツキ1.0m ³ 腐敗バツキ1.0m ³	100% 100% 100%		
	八丈町	単独・合併	○								8,500 8,500	全バツキ1.0m ³ 分離バツキ1.0m ³	100% 100%		
										4,900	1m ³ を増すことにより、1,000円を増すことにより、2,000円を加算する。 1m ³ を増すことにより、1,000円を加算する。 その他の合併浄化槽汚泥1.0kgあたり	100%			

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その6

(2) 維持管理費用に対する補助の概要(参考事例)

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態				管理組合型 (組合に対し補助)						
		単 独 ・ 合 併	保 守 点 検 費 用	清 掃 費 用	法 定 検 査 費 用	電 気 代 金	実費型		基準額型								
							補 助 割 合	上 限	備 考	基 準 額 (定 額)		基 準 額 の 人 槽	補 助 割 合				
神奈川県	平塚市	合併	○	○	○	50%	(保守点検) 17,000 19,000 (清掃)	9人槽まで 法定検査 10人槽以上			50%						
							7,800	1㎡あたり	3,000 1,000	2㎡まで 2㎡を超える場合 1㎡あたり	50%						
	藤沢市	単独・合併	○								100%						
													20,700	5人槽 (嫌気ろ床接触の場合)	100%		
	相模原市	単独・合併	○								41,800	100%					
														25,600	6人槽 (嫌気ろ床接触の場合)	100%	
														29,400	7人槽 (嫌気ろ床接触の場合)	100%	
														33,100	8人槽 (嫌気ろ床接触の場合)	100%	
															10人槽 (嫌気ろ床接触の場合)	100%	
															補助は、津久井地域が対象。補助金額は、浄化槽の種類、人槽、生活系・事業系により、詳細に区分している。(上記は一例)		
大井町	合併	○	○	○	100%	(保守点検) 17,000 19,000 (清掃)	法定検査 9人槽以下の場合 10人槽以上の場合				100%						
						5,200	5人槽の場合	100%									
						10,240	6人槽の場合	100%									
						16,960	7人槽の場合	100%									
松田町	合併	○	○	○						5,000	100%						
													27,440	10人槽の場合	100%		
新潟県	長岡市	合併	○	○	○	100%	実経費 33,600 39,600 45,600	清掃 5人槽の場合 6～7人槽の場合 8～50人槽の場合			100%						
							3,700円 (5,500円)	H23年度末をもって廃止された管理組合に加入していた地域は激変緩和策としてH24年度5,500円とし、以降は年900円ずつ減額してH26年度に一律3,700円とする予定。				100%					
														20,000 22,000 25,000 28,000 38,000	5人槽の場合 6～7人槽の場合 8～10人槽の場合 11～20人槽の場合 21～30人槽の場合		
見附市	合併	○	○	○	100%						100%						

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その7

(2) 維持管理費用に対する補助の概要 (参考事例)

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲						実費型				補助の形態			管理組合型 (組合に対し補助)			
		単独・合併	保守 点検 費用	清掃 費用	法定 費用	電気 代	補助 割合	上限	備考	基準額 (定額)	基準額型		補助 割合					
											基準額の人槽	補助 (年)						
富山県	高岡市	合併	○		○	50%以内 50%以内 50%以内	13,000 20,000 28,000	5人槽の場合 6~7人槽の場合 8~10人槽の場合 11~50人槽の場合						法定検査 (第7条) 費用相当 (水見市浄化槽整備推進モデル地区内のみ)	○			
																10,000		
福井県	福井市	合併	○	○	○	50%	50,000	平成23年4月1日以降で設置後5年を経過したフローラーまたは排水ボンプの修繕にかかる費用を補助する。ただし、1件あたり20,000円以上のものに限る。また、1,000円未満の端数は切り捨てる。							○			
山梨県	おおい町	合併	○	○	○	定額	補助事業全体の予算の範囲内	下水道使用料を算出し、浄化槽の維持管理費用の年間実績額と比較し、その超過分を補助する。							○			
長野県	山梨市	合併	○	○	○	100%		下水道使用料を算出し、浄化槽の維持管理費用を対象とする。							○			
長野県	松本市	合併	○	○	○	50%	20,000	下水道認可区域外							○			
長野県	飯田市	合併	○	○	○	50%	10,000	下水道認可区域外							○			
長野県	小諸市	合併	○	○	○	100%	10,000	10人槽以下							○			
長野県	伊那市	単独・合併	○	○	○	80%	4,000	下水道未供用区域であって、21人槽以下の水質検査費用。但し、法人等と除く。							○			

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その8

(2) 維持管理費用に対する補助の概要(参考事例)

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲				補助の形態				管理組合型 (組合に対し補助)												
		単 独	合 併	保 守 点 検 用 費 用	清 掃 用 費 用	法 定 検 査 用 費 用	電 気 代 金	補 助 割 合	上 限		実費型 備 考	基 準 額 (定額)	基 準 額 の 人 槽	補 助 割 合								
長野県 (続き)	大田市	合併	○		○		100%	20,000			2,000		40%	○								
															単独・合併							
	茅野市	合併	○				50%	10,000		国道19号拡幅予定区域(補助対象5人槽1基) 国道19号拡幅予定区域(補助対象5人槽1基)												
															単独・合併							
	塩尻市	合併	○				5~15%	5,000							○							
																合併						
																合併						
																合併						
	佐久市	合併	○				40%	15,000														
															合併							
	南相木村	合併	○				50%	10,000														
															合併							
	北相木村	合併	○				100%	15,000														
															合併							
	青木村	合併	○				1/3	5,000														
合併																						
合併																						
合併																						
富士見町	単独・合併	○				100%	2,000		送風機交換費用				○									
														単独・合併								
原村	単独・合併	○				40%	2,000						○									
														単独・合併								
飯島町	合併	○				50%	10,000															
														合併								
松川町	合併	○				100%	20,000															
														合併								
高森町	合併	○				50%	20,000		送風機交換費用 費用1万円以下の場合、1000円単位以下を切り捨てた額													
														合併								
														合併								
														合併								
阿南町	合併	○				100%	5,000		主に住宅用浄化槽が対象 浄化槽全般の修理費用(送風機更新含む)													
														合併								
根羽村	合併	○				50%			維持管理費(定額)から農集排使用料相当額を減じた額													
														合併								
下條村	合併	○				100%	150,000		人槽別補助		11,812 15,750 25,200~50,000	10人槽以下 11~20人槽 21人槽以上	75% 75% 75%									
															合併							
															合併							
															合併							
香木村	合併	○				2/3以内	30,000		本体修繕 付帯設備修繕													
														合併								
秦皇村	単独・合併	○				100%	5,000															
														単独・合併								
大鹿村	合併	○				80%	20,000															
														合併								
木曾町	合併	○																				
														合併								
山ノ内町	合併	○								下水道認可区域外 フロア交換を含む 維持管理費から下水道使用料相当額を減じた額												
														合併								
静岡県	御前崎市	合併	○								10,000	10人槽以下	100%									
															合併							
富士市	合併	○							一部地域(旧浜岡町)について、平成17年3月末時点で居住		18,000	5~10人槽	100%									
															合併							

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その9

(2) 維持管理費用に対する補助の概要 (参考事例)

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	単独・合併 の別	対象となる維持管理費用の範囲				実費型		補助の形態		補助割合	管理組合型 (組合に対し補助)	
			保守 点検 費用	清掃 費用	法定 検査 費用	電気 代	補助 割合	上限	備考	基準額 (定額)			基準額の人槽
愛知県	清須市	単独・合併	○	○	○		40%						
	扶桑町	単独・合併	○	○	○								
	飛島村	合併 (50人槽以下)	○	○	○								
三重県	幸田町	合併 (10人槽以下)	○	○	○		50%	20,000円					
	いなべ市	合併	○	○	○		1/2 (修繕費)	年間標準下 水道使用料 金相当額	維持管理費用・修繕費・水道料				
	四日市市	合併 (50人槽以下)	○	○	○								
滋賀県	大津市	合併	○	○	○								
	近江八幡市	合併	○	○	○								
	東近江市	合併	○	○	○								
	高島市	合併	○	○	○								
	日野町	合併	○	○	○								
京都府	多賀町	合併	○	○	○		50% 50%	30,000 40,000 50,000	5人槽の場合 7人槽の場合 ※住宅用のみ 10人槽の場合				
	綾部市	合併	○	○	○								
	福知山市	合併	○	○	○								
	南丹市	合併	○	○	○								
	宮津市	合併	○	○	○								
	伊根町	合併	○	○	○								
	与謝野町	合併	○	○	○				(年間の維持管理に係る 費用-下水道使用料 相当額) ÷ 2	10人槽以下の浄化槽が対象(住 宅用浄化槽の場合)			
大阪府	和泉市	合併	○	○	○								
	河内長野市	合併	○	○	○								
東大阪市	単独・合併	○											
	助成額 浄化槽の有効容量 (一般家庭) 1300円 1.5立法メートル以下 1500円 1.5立法メートルを超えるもの (事業所その他) 1300円 2.5立法メートル以下 1400円 2.5立法メートル~3.0立法メートル以下 1500円 3.0立法メートル~3.5立法メートル以下 1600円 3.5立法メートル~4.5立法メートル以下 1700円 4.5立法メートル~5.5立法メートル以下 1800円 5.5立法メートル~6.5立法メートル以下 1900円 6.5立法メートル~7.5立法メートル以下 2000円 7.5立法メートルを超えるもの												
	10,000	50人槽以下の浄化槽が対象	定額(年)										
	5,000	5~10人槽の場合	定額(年)										
	33,000	5~10人槽の場合	定額(年)										
	5,000~27,000	人槽規模による制限なし	定額(年)										
	20,000	5~10人槽の場合	定額(年)										
15,000	5~10人槽の場合	定額(年)											
12,000~72,000	人槽規模による制限なし(住 宅用以外の浄化槽)	定額(年)											

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その11

(2) 維持管理費用に対する補助の概要（参考事例）

（平成25年12月末現在）

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲				実費型			補助の形態			管理組合型 （組合に対し補助）	
		単独・合併	保守 点検 費用	清掃 費用	法定 検査 費用	電気 代	補助 割合	上限	備考	基準額 （定額）	基準額の人槽		補助 割合
岡山県	玉野市	単独・合併	○	○	○	○	100%		協議会全体の不足額を補助	2,800		100%	○
	勝央町	合併	○	○	○								
	西栗倉村	単独・合併	○	○	○				農業集落排水施設使用料との差額を町が負担する（農業区域外のみ）				
広島県	赤磐市	単独・合併		○			100%		汚泥処分費				
	安芸太田町	合併			○				効率化検査 5,000円 カボチの検査 7,000円				
	北広島町 （旧芸北町）地域	合併	○	○	○		100%		協議会の維持管理に要した費用と負担金収入との差額を補助				○
	北広島町 （旧大朝町）地域	合併	○	○	○		100%		協議会の維持管理に要した費用と受託金収入との差額を補助				○
	北広島町 （旧千代田町）地域	合併	○	○	○		100%		下水道使用料との差額を限度額内で補助				
徳島県	世羅町 （H25.9～）	合併	○	○	○			50,000	下水道使用料との差額を限度額内で補助				
	那賀町	合併	○	○	○			2,000	清掃、保守点検、法定検査の全てを実施することが補助要件				
	琴平町	合併	○							15,000	5人槽の場合	100%	
香川県	三豊市	合併	○	○	○				専用住宅のみ	30,000	一律		
	松山市	合併	○	○	○					10,000	10人槽以下	100%	
愛媛県	久留米市	合併	○	○	○					10,000	一律	100%	
	宗像市	合併	○	○					維持管理に要した経費に2分の1を乗じて得た額と、基準額を減じた得た額を比較し、安い額を浄化槽管理者に補助する。				
福岡県	筑前町	合併	○	○	○					15,000	5人槽	100%	
	真峰村	合併	○	○						20,000	6～8人槽		
	みやこ町	合併	○	○						25,000	10人槽以上		
	上毛町	合併	○	○	○					50,000	10人槽以下	100%	
										15,000	10人槽以下	100%	
										10,000	一律	100%	

8. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

その12

(2) 維持管理費用に対する補助の概要(参考事例)

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲				電気代	補助の形態			管理組合型 (組合に対し補助)			
		単独・合併	保守 点検 費用	清掃 費用	法定 検査 費用		補助 割合	上限	実費型 備考		基準額(定額)	基準額型 基準額の人槽	補助 割合
佐賀県	鳥栖市	合併	○	○	○				15,000	5~10人槽の場合	100%	実経費から農集利用料 相当額(自己負担)を 差し引いた額を維持 管理協議会に補助	
	吉野ヶ里町	合併	○	○	○								
	上峰町	合併	○	○	○		100%						
長崎県	玄海町	合併	○		○		100%						
	大村市	合併	○	○	○	○							
	佐々町	合併	○	○	○			29,000	5人槽の場合	100%			
	雲仙市 (愛野町、千々石町 地区)	合併	○	○	○			32,000	7人槽の場合	100%			
	雲仙市 (国見町、小浜町、 南串山地区)	合併	○	○	○			6,000	法定11条検査 20人槽以下	100%			業務実施機関(指定検査 機関及び清掃業者)へ支 払い
熊本県	時津町	合併				○		7,000	21人槽以上50人槽以下	100%			
	西原村	合併	○	○	○			10,000	月額 1,000	100%			
	苓北町	合併	○	○	○			10,000	維持管理費補助の対象浄化槽は浄化槽設置補助金 を交付した浄化槽としている。	100%			
宮崎県	水上村	合併	○	○	○			30,000			100%	維持管理費から下水道使用料相 当額を減じた額	
	西米良村	合併	○	○	○			10,000	5人槽の場合	100%			
	美郷町	合併	○	○	○			11,000	6人槽の場合	100%			
	諸塚村	合併	○	○	○			14,000	7人槽の場合	100%			
合計		135	138	125	19			24,000	5人槽の場合	100%			

9. NPO等との連携の状況

(1) NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組を行っている地方公共団体 (平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、 浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組を行っている地方公共団体
北海道	0	
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	0	
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	1	太田市
埼玉県	6	埼玉県、本庄市、越谷市、戸田市、吉川市、越生町
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	1	小山町
愛知県	0	
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	1	安芸高田市
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	1	竹田市
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	10	

注) 都道府県数は1県である。

9. NPO等との連携の状況

(2) NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組を行っている事例

(平成25年12月末現在)

都道府県名	地方自治体名	NPO等の概要	取組の概要	取組の時期、頻度等	その他
群馬県	太田市	特定非営利活動法人太田CSセンター 高度浄化槽の利用推進及び水質改善の啓蒙活動等に関する事業を行い、自然環境に寄与することを目的とする。	高度浄化槽の利用推進に関する事業・個別浄化槽の維持管理に関する活動 自然環境・地球環境の改善のための勉強会や研修会の実施：水環境保全活動	年1回(直近では平成25年10月) 維持管理研修会	
埼玉県	埼玉県	河川浄化団体、自治会	県内各地で、県、市町村、河川浄化団体、自治会等で協議会を立ち上げ、生活排水対策等を地域ぐるみで取り組んでいる。で、浄化槽法定検査の受検指導や、単独浄化槽の転換についての啓発を行う。	協議会の活動は、原則2年。	
	本庄市	埼玉県北部環境管理事務所・本庄市役所	浄化槽クリアフォルダ、浄化槽維持管理のしおりの配布。	元小山川浄化活動や浄化槽維持管理の指導等の際に実施。	
	越谷市	団体名：川にやさしい浄化槽オーナーら埼玉 県・市の関係課、指定検査機関及び浄化槽保守点検登録業者との協力・連携による法定検査受検率の向上を目指す。	県・市の関係課、浄化槽協会、埼玉県環境検査研究協会、浄化槽保守点検登録業者及び上記団体による協議会を開催し、協力・連携を深め、法定検査の受検率向上対策を推し進める。	平成24年10月に「浄化槽オーナーら地域協議会」を実施した。	継続的なものではない。
	戸田市	団体名：川にやさしい浄化槽オーナーら埼玉 県・市の関係課、指定検査機関及び浄化槽保守点検登録業者との協力・連携による法定検査受検率の向上を目指す。	県・市の関係課、浄化槽協会、埼玉県環境検査研究協会、浄化槽保守点検登録業者及び上記団体による協議会を開催し、協力・連携を深め、法定検査の受検率向上対策を推し進める。	平成23年8月に「浄化槽オーナーら地域協議会」を実施した。	
	吉川市	川にやさしい浄化槽オーナーら埼玉	市内の浄化槽清掃業者と保守点検業者、NPO法人「川にやさしい浄化槽オーナーら」、浄化槽協会、県、市の関係課による意見交換会を実施。	平成25年9月12日実施	1回のみ
	越生町	埼玉県水環境課、越生町、(一社) 埼玉県環境検査研究協会	合併処理浄化槽設置者に法定検査勧奨の通知を発送。指定採水員による受検を勧めた。	平成25年12月	
	静岡県	小山町	小山町環境衛生自治推進協議会	協議会役員・許可業者・県町職員等で地区全世帯の浄化槽の管理状況を確認する。 H20 128件 H21 182件 H22 70件 H23 140件 H24 88件 H25 130(件)	年1回
広島県	安芸高田市	環境もやい・安芸高田市 市民による環境活動に取組む団体。H24年度設立。	汚水処理施設の見学。他に、会議、現地での取組、視察	平成25年5月(汚水処理施設見学)、2～3カ月に1回程度の頻度で取組む。	
大分県	竹田市	・竹田まちなみ会 ・浄化槽整備推進会	浄化槽設置希望者(新築及び改築)の測量設計を行い積算の稟議に使用	年間30件程度発注	

10. 浄化槽台帳の整備状況

平成25年度 GIS情報整備状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	整備している		今後導入を検討中	
	市町村数		市町村数	
北海道	1	大樹町	5	七飯町、中富良野町、小平町、津別町、標茶町
青森県	1	六戸町	1	十和田市
岩手県	6	花巻市、一関市、奥州市、滝沢市、紫波町、岩泉町	3	盛岡市、宮古市、矢巾町
宮城県	7	仙台市、栗原市、松島市、柴田町、大和町、富谷町、涌谷町	4	名取市、大崎市、大郷町、女川町
秋田県	0		6	能代市、大館市、鹿角市、潟上市、小坂町、羽後町
山形県	0		1	飯豊町
福島県	2	郡山市、相馬市	5	会津若松市、須賀川市、喜多方市、田村市、矢吹町
茨城県	0		7	日立市、神栖市、茨城町、大洗町、東海村、河内町、五霞町
栃木県	1	茂木町	6	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、田原市、さくら市、市貝町
群馬県	0		0	
埼玉県	4	秩父市、東松山市、吉川市、嵐山町	1	桶川市
千葉県	1	吉川市	3	千葉県、佐倉市、柏市、白子町
東京都	0		1	町田市
神奈川県	2	藤沢市、相模原市	0	
新潟県	1	佐渡市	4	新潟市、長岡市、柏崎市、南魚沼市
富山県	0		0	
石川県	0		0	
福井県	0		0	
山梨県	5	富士吉田市、都留市、大月市、野原市、道志村	3	甲州市、土川町、忍野村
長野県	3	長野市、茅野市、小谷村	14	上田市、飯田市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、立科町、辰野町、箕輪町、阿南町、阿智村、平谷村、大桑村、池田町、山ノ内町
岐阜県	4	岐阜市、中津川市、土岐市、郡上市	0	
静岡県	2	浜松市、富士市	1	川根本町
愛知県	2	岡崎市、豊田市	0	
三重県	3	多気町、紀北町、紀宝町	3	三重県、津市、大台町、玉城町、
滋賀県	0		0	
京都府	1	宮津市	2	亀岡市、和束町
大阪府	0		2	岸和田市、阪南市
兵庫県	0		0	
奈良県	0		0	
和歌山県	3	和歌山市、田辺市、新宮市	2	有田川町、印南町
鳥取県	1	鳥取市	2	倉吉市、境港市
島根県	0		0	
岡山県	1	倉敷市	0	
広島県	2	広島市、廿日市市	3	竹原市、庄原市、東広島市
山口県	0		1	下関市
徳島県	1	善通寺市	0	
香川県	0		0	
愛媛県	3	八幡浜市、上島町、愛南町	0	
高知県	1	高知市	1	土佐町
福岡県	2	大牟田市、久留米市	0	
佐賀県	1	小城市	4	佐賀市、神埼市、玄海町
長崎県	4	佐世保市、五島市、西海市、南島原市	1	諫早市
熊本県	4	天草市、南阿蘇村、山都町、多良木町	8	熊本県、荒尾市、宇城市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、御船町、錦町
大分県	1	大分市	0	
宮崎県	1	川南町	1	宮崎市
鹿児島県	0		0	
沖縄県	0		1	沖縄県、那覇市
合計	71		96	

注) 都道府県数は4県である。

11. 浄化槽の法定検査実施状況の把握について

その1

(平成25年12月末現在)

都道府県名	浄化槽（国庫補助設置）の法定検査実施状況を把握している自治体	
	市町 村数	自治体名
北海道	89	夕張市、岩見沢市、三笠市、滝川市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、雨竜町、札幌市、江別市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、京極町、倶知安町、共和町、室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、上ノ国町、厚沢部町、奥尻町、今金町、旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、利尻町、北見市、紋別市、斜里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、大空町、新得町、中札内村、豊頃町、足寄町、釧路市、浜中町、鶴居村、別海町、羅臼町
青森県	22	青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、大鰐町、板柳町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、五戸町、田子町、南部町
岩手県	25	盛岡市、宮古市、花巻市、久慈市、遠野市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、山田町、岩泉町、軽米町、九戸村、洋野町、一戸町、
宮城県	27	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
秋田県	22	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	33	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町
福島県	51	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、川内村、大熊町、新地町、飯館村、郡山市、いわき市
茨城県	31	水戸市、日立市、土浦市、古河市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	26	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	28	伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、南牧村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼玉県	52	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	51	千葉県、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	14	八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	21	相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新潟県	15	新潟市、長岡市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、糸魚川市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、阿賀町、出雲崎町
富山県	14	富山県、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町
石川県	13	石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、羽咋市、白山市、津幡町、志賀町、宝達志水町、穴水町、能登町
福井県	12	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、越前市、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
山梨県	20	山梨県、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、忍野村、都留市、大月市、甲府市、甲斐市、北杜市、南アルプス市、韮崎市、身延町、南部町、富士川町、市川三郷町、山梨市、甲州市、西桂町、上野原市、早川町
長野県	68	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小川村、栄村
岐阜県	31	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、大垣市、海津市、養老町、垂井町、神戸町、揖斐川町、池田町、美濃加茂市、可児市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、東白川村、御嵩町、関市、美濃市、郡上市、多治見市、瑞浪市、土岐市、恵那市、高山市、飛騨市、下呂市

1.1 浄化槽の法定検査実施状況の把握について

その2

(平成25年12月末現在)

都道府県名	浄化槽（国庫補助設置）の法定検査実施状況を把握している自治体	
	市町村数	自治体名
静岡県	33	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	34	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、長久手市、豊山町、扶桑町、蟹江町、飛島村、東浦町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	23	三重県、桑名市、四日市市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町、御浜町
滋賀県	13	大津市、草津市、守山市、栗東市、日野町、多賀町、彦根市、東近江市、竜王町、甲賀市、高島市、長浜市、近江八幡市
京都府	18	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大阪府	9	大阪府、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、柏原市、阪南市
兵庫県	12	神戸市、姫路市、加古川市、宝塚市、小野市、佐用町、養父市、丹波市、宍粟市、加東市、多可町、新温泉町
奈良県	22	奈良市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、曾爾村、御杖村、高取町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	30	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	18	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
島根県	9	松江市、雲南市、出雲市、邑南町、美郷町、浜田市、津和野町、吉賀町、西ノ島町
岡山県	23	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、吉備中央町、高梁市、井原市、笠岡市、浅口市、総社市、矢掛町、里庄町、新見市、倉敷市、真庭市、鏡野町、美咲町、久米南町、奈義町、美作市、新庄村、勝央町
広島県	20	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	17	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	16	徳島市、鳴門市、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、神山町、那賀町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、上板町、つるぎ町
香川県	17	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	20	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	34	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	49	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、田川市、柳川市、八女市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小都市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	19	佐賀県、佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	19	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	42	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、美里町、玉東町、長洲町、南関町、和水町、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
大分県	16	大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、姫島村
宮崎県	27	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	25	鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、垂水市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、志布志市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、十島村、南種子町、瀬戸内町、天城町、伊仙町、知名町、和泊町、与論町
沖縄県	12	沖縄県、那覇市、浦添市、豊見城市、南城市、宮古島市、宜野座村、伊江村、西原町、中城村、南風原町、大宜味村、北大東村
合計	1,242	

注) 都道府県数は11府県である。

12. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数(地方公共団体別) (平成25年12月末現在)

都道府県名	全浄化槽 (基)	合併処理浄化槽 (基)	単独処理浄化槽 (基)
北海道	12,280	10,806	1,474
青森県	2,780	1,802	978
岩手県	8,657	8,374	283
宮城県	6,716	6,268	448
秋田県	8,224	7,528	696
山形県	4,327	3,645	682
福島県	6,737	5,431	1,306
茨城県	5,007	4,091	916
栃木県	2,140	1,075	1,065
群馬県	9,755	7,131	2,624
埼玉県	3,035	1,974	1,061
千葉県	5,989	3,635	2,354
東京都	1,839	1,519	320
神奈川県	1,712	944	768
新潟県	8,910	6,198	2,712
富山県	904	588	316
石川県	3,480	2,904	576
福井県	1,133	955	178
山梨県	1,475	834	641
長野県	5,422	5,191	231
岐阜県	5,251	4,033	1,218
静岡県	5,736	3,177	2,559
愛知県	5,037	2,239	2,798
三重県	5,685	4,657	1,028
滋賀県	600	452	148
京都府	5,561	5,381	180
大阪府	1,518	993	525
兵庫県	1,222	906	316
奈良県	3,057	1,553	1,504
和歌山県	4,563	2,942	1,621
鳥取県	2,181	1,908	273
島根県	12,523	10,945	1,578
岡山県	4,999	4,142	857
広島県	5,525	4,870	655
山口県	2,379	1,459	920
徳島県	6,401	2,615	3,786
香川県	4,721	3,871	850
愛媛県	6,802	4,893	1,909
高知県	3,819	2,828	991
福岡県	9,211	8,515	696
佐賀県	6,601	6,254	347
長崎県	3,512	2,836	676
熊本県	7,008	5,823	1,185
大分県	4,959	4,081	878
宮崎県	4,523	3,193	1,330
鹿児島県	11,351	7,745	3,606
沖縄県	2,506	1,410	1,096
合計	237,773	184,614	53,159

12. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途

(平成25年12月末現在)

都道府県名	用途											
	住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光 保養施設等	消防署 警察署	廃棄物処理 浄水施設等	公衆便所等	⑪その他	小計
北海道	331	303	236	86	0	13	83	10	54	200	159	1,475
青森県	139	215	196	58	6	11	58	13	19	136	127	978
岩手県	29	114	44	27	1	4	2	1	4	27	28	281
宮城県	208	53	30	16	0	3	7	0	11	68	52	448
秋田県	59	141	121	61	0	2	43	3	11	212	43	696
山形県	63	183	91	47	0	1	41	16	1	174	65	682
福島県	245	380	316	100	0	4	21	18	12	116	94	1,306
茨城県	30	312	138	75	0	9	18	13	5	170	146	916
栃木県	24	424	128	63	0	7	8	75	20	296	20	1,065
群馬県	114	546	753	102	2	4	71	224	93	499	216	2,624
埼玉県	69	298	164	57	0	0	15	51	79	284	44	1,061
千葉県	188	878	281	557	0	16	26	7	8	393	0	2,354
東京都	84	59	28	32	3	7	6	9	10	52	30	320
神奈川県	20	183	89	63	0	0	10	98	21	181	103	768
新潟県	1,316	387	191	161	0	8	73	53	4	305	214	2,712
富山県	9	38	43	81	0	0	8	1	2	125	9	316
石川県	36	119	107	39	0	0	16	40	25	170	24	576
福井県	14	23	47	29	0	2	15	0	0	30	8	168
山梨県	72	211	103	68	0	4	20	9	5	125	24	641
長野県	15	26	21	19	1	2	25	0	6	104	12	231
岐阜県	80	339	173	192	0	13	0	33	0	388	0	1,218
静岡県	402	678	176	300	0	5	13	0	0	727	258	2,559
愛知県	229	1,111	426	112	1	8	30	52	78	523	183	2,753
三重県	55	232	195	43	2	6	18	16	44	146	26	783
滋賀県	12	46	16	28	0	5	2	0	2	19	17	147
京都府	7	54	43	15	0	1	3	9	9	27	12	180
大阪府	62	141	86	44	0	5	3	40	25	46	74	526
兵庫県	35	88	23	27	0	4	7	24	26	35	47	316
奈良県	194	347	306	134	0	41	44	16	0	116	306	1,504
和歌山県	348	435	359	139	6	19	14	49	33	138	81	1,621
鳥取県	15	70	51	14	0	0	14	8	3	81	17	273
島根県	350	378	287	174	0	23	16	76	21	186	67	1,578
岡山県	95	256	228	23	1	8	25	19	49	42	111	857
広島県	239	373	301	58	0	9	23	21	24	94	127	1,269
山口県	144	285	135	83	0	6	10	27	18	133	74	915
徳島県	1,031	594	465	47	0	96	0	122	0	61	1,370	3,786
香川県	159	229	164	97	0	13	45	4	3	70	66	850
愛媛県	372	375	530	124	0	34	31	0	0	301	142	1,909
高知県	316	231	127	76	0	11	4	22	4	142	58	991
福岡県	40	225	122	37	6	2	22	14	14	174	40	696
佐賀県	35	110	59	42	0	0	4	28	1	40	28	347
長崎県	96	148	73	54	2	13	4	0	37	209	40	676
熊本県	174	359	190	56	0	6	8	36	1	311	44	1,185
大分県	127	202	144	0	0	4	44	0	0	196	161	878
宮崎県	212	373	130	50	8	10	65	72	38	298	74	1,330
鹿児島県	1,263	888	495	252	0	24	95	0	0	72	515	3,604
沖縄県	205	250	151	97	3	15	8	33	5	138	189	1,094
合計	9,362	13,710	8,582	4,059	42	478	1,118	1,362	825	8,380	5,545	53,463

12. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分

(平成25年12月末現在)

都道府県名	人槽区分							小計
	5～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	不明	
北海道	677	636	88	52	22	0		1,475
青森県	303	295	195	114	66	5		978
岩手県	48	120	65	29	20	0		282
宮城県	283	92	41	24	5	2		447
秋田県	179	270	148	59	39	1		696
山形県	244	267	102	46	23	0		682
福島県	504	568	143	65	22	4		1,306
茨城県	280	417	139	54	25	0		915
栃木県	373	393	169	79	49	3		1,066
群馬県	1,190	1,020	231	101	81	3		2,626
埼玉県	430	421	123	44	42	1		1,061
千葉県	685	868	389	222	178	12		2,354
東京都	123	125	46	20	6	0		320
神奈川県	288	272	104	69	33	2		768
新潟県	1,723	719	151	68	50	1		2,712
富山県	110	132	54	14	6	0		316
石川県	222	208	99	34	13	0		576
福井県	74	91	8	3	2	0		178
山梨県	232	278	78	37	16	0		641
長野県	38	63	75	34	21	0		231
岐阜県	320	623	188	41	44	3		1,219
静岡県	1,100	1,103	238	59	55	4		2,559
愛知県	884	1,158	419	180	143	14		2,798
三重県	329	486	142	49	25	2		1,033
滋賀県	42	70	25	6	5	0		148
京都府	50	81	30	11	8	0		180
大阪府	164	244	61	27	27	3		526
兵庫県	118	125	51	11	12	0		317
奈良県	443	536	248	67	43	11		1,348
和歌山県	519	452	316	192	137	7		1,623
鳥取県	97	115	34	14	13	0		273
島根県	520	485	392	99	67	15		1,578
岡山県	267	409	119	36	26	0		857
広島県	308	621	225	84	31	0		1,269
山口県	275	392	165	61	30	1		924
徳島県	2,417	885	274	173	36	1		3,786
香川県	321	433	88	6	3	0		851
愛媛県	744	884	217	53	11	0		1,909
高知県	395	344	155	62	35	0		991
福岡県	104	222	178	120	68	4		696
佐賀県	95	120	48	48	40	1		352
長崎県	127	271	136	101	41	4		680
熊本県	465	488	158	51	22	0		1,184
大分県	384	383	74	26	11	0		878
宮崎県	597	497	156	61	19	0		1,330
鹿児島県	1,707	1,129	441	209	116	2		3,604
沖縄県	473	475	127	3	8	1		1,087
合計	21,271	20,286	7,153	3,018	1,795	107	0	53,630

13. 災害時等における協定締結状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
宮城県	-	宮城県環境整備事業協同組合	なし	災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等
	-	公益社団法人宮城意見生活環境事業協会	なし	災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等
秋田県	仙北市	仙北市汚泥再生処理センター利用組合	平成22年11月29日～平成25年3月31日	災害等発生時における生し尿及び浄化槽汚泥処理等の応援に関する協定
	秋田市	市の一般廃棄物収集運搬許可業者のうち6社	H24.8.6～H25.8.5 (意思表示がないときは1年間更新、以後同様)	災害等発生時におけるし尿および浄化槽汚泥の収集並びに運搬に関する協力
山形県	酒田市	株式会社エルデック 環清工業株式会社	H25.4.1～H26.3.31 (毎年更新)	・浄化槽汚泥の収集運搬等 ・浄化槽の点検及び管理
	最上地域 8市町村	新庄最上清掃事業組合	H22.10.25～	新庄市外7町村の区域において災害による緊急事態が発生した場合に、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬、下水道管路破損による汚水処理、浄化槽の点検及び管理、生活系ごみの収集運搬等の協力。
群馬県	前橋市	(一社)群馬県環境保全協会	H21.4.10～	し尿・浄化槽汚泥及び生活ごみの処理
東京都	中央区	東京都環境保全協同組合	平成20年3月25日から双方の申出がない限り1年毎の自動延長	災害時における仮設トイレ、簡易トイレ等のし尿収集協定を締結
	江東区	榎善興社：江東区亀戸4-12-1 (浄化槽に関するものではありません。)	毎年度ごと(特別のことがない限り、自動更新)	大震災発生時において、自社が所有するバキューム車により江東区内のし尿の収集運搬業務を優先的に行う。
	大田区	大田区環境協会	平成14年3月27日から	【災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定書】 大田区地域防災計画に基づき、大田区が行うがれき・ごみ処理等の災害応急対策活動に対する大田区環境協会の協力に関し、必要な事項を定める。第3条(5)汚水、し尿の収集及び運搬作業
	北区	浄化槽清掃業者 3社	平成16年1月29日～	災害時に、北区内の避難所に設置した仮設便所等のし尿処理。
	世田谷区	株式会社東京設備	平成14年2月21日～	地震、水害その他の災害が発生した場合に、し尿の収集及び運搬に必要な車両、作業員及び資機材の供給の要請
		東京清掃株式会社	平成14年2月21日～	地震、水害その他の災害が発生した場合に、し尿の収集及び運搬に必要な車両、作業員及び資機材の供給の要請
		環境保全株式会社	平成14年2月21日～	地震、水害その他の災害が発生した場合に、し尿の収集及び運搬に必要な車両、作業員及び資機材の供給の要請
		日本衛生興業株式会社	平成14年2月21日～	地震、水害その他の災害が発生した場合に、し尿の収集及び運搬に必要な車両、作業員及び資機材の供給の要請
		日本環境衛生興業株式会社	平成14年2月21日～	地震、水害その他の災害が発生した場合に、し尿の収集及び運搬に必要な車両、作業員及び資機材の供給の要請
		株式会社伸和運輸	平成14年2月21日～	地震、水害その他の災害が発生した場合に、し尿の収集及び運搬に必要な車両、作業員及び資機材の供給の要請
	有限会社丸一衛生興業	平成14年2月21日～	地震、水害その他の災害が発生した場合に、し尿の収集及び運搬に必要な車両、作業員及び資機材の供給の要請	
	江戸川区	三和清運(株) (有)福島興産	1年(双方異議が無ければ延長)	災害時に区への要請を受けた場合は、可能な範囲においてし尿収集を実施する。
	八王子市	八王子環境管理協議会	平成26年3月31日(解除の申出がないときは、更に1年間延長されたものとする。)	災害が発生した場合におけるし尿の収集運搬・・・避難所等に設置した仮設トイレ等のし尿処理。
		東京都下水道局流域下水道本部長	平成26年3月31日(改定の申出がないときは、更に1年間継続するものとする。)	災害時に避難所等から発生する尿の八王子水再生センター、浅川水再生センター及び南多摩水再生センターへの搬入及び受入れに関する覚書
立川市	高杉商事株式会社	平成25年11月1日～平成30年10月31日	し尿の収集運搬	
三鷹市	東京都下水道局流域下水道本部	4月1日～3月31日まで1年間。ただし、期間満了1か月前までに申し出がない場合は再継続、以下同様。	(平成25年12月末現在) 三鷹市と東京都下水道局流域下水道本部とは、「災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受入れに関する覚書」を締結しており、「東京都地域災害防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に三鷹市区域内に設置する避難所から発生するし尿を北多摩一号水再生センターへ搬入、受入れするものである。	

13. 災害時等における協定締結状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
東京都 (続き)	府中市	東京都下水道局	平成21年7月14日～	【名称】 「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受け入れに関する覚書」 【目的】 府中市が災害時に避難所等から発生するし尿を東京都下水道局流域下水道本部が所管する北多摩一号水再生センターへ搬入及び受け入れにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。
	昭島市	東京都流域下水道本部長		「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受け入れに関する覚書」
	町田市	株式会社町田清掃社	2013年12月18日～2014年3月31日(改定する意思表示がないときは、1年毎に有効期間を延長)	町田市市内において大規模地震、風水害その他の災害が発生した場合において、避難施設等に設置される仮設トイレ等のし尿収集に対して株式会社町田清掃社様のご協力をいただく。
	小平市	小平清掃事業協同組合	平成19年4月1日から以降、単年度ごとに自動更新	大規模災害時における、ごみ、し尿及びがれきの処理活動その他応急対策活動の協力に関するすること。(人員、資機材等の提供についての協力)
		東京都下水道局流域下水道部長	平成23年6月から以降、単年度ごとに自動更新	災害時に避難所等から発生するし尿の清瀬水再生センターへの搬入及び受け入れに関すること。
	小金井市	有限会社調布清掃	平成24年4月1日からその後解約が無い時は1年間延長	小金井市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿収集等の協力
		志賀興業株式会社	平成24年4月1日からその後解約が無い時は1年間延長	小金井市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿収集等の協力
		株式会社加藤商事	平成24年4月1日からその後解約が無い時は1年間延長	小金井市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿収集等の協力
		東京都下水道局流域下水道本部	平成23年6月30日からその後解約が無い時は1年間延長	小金井市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿処理等の協力
	日野市	株式会社日野衛生公社	H13.3.31からH14.2.28(但し双方からの申し出が無い場合は1年ごとの自動更新)	発災時、市が避難所を開設した場合に避難所用仮設トイレを設置するもの。
	東村山市	東京都下水道局	平成24年3月31日(以後自動継続)	災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受け入れに関する覚え額の締結
	国立市	東京都下水道局流域下水道本部	毎年度更新	災害時に避難所等から発生するし尿の北多摩二号水再生センターへの搬入及び受け入れにあたり必要な事項が定められている。
	福生市	東京都市長会を組織する市町及び東京都町村会を組織する町村の長	平成8年3月1日～	①食糧、飲料水等生活必需品等の提供 ②被災者の救出、医療、施設の応急復旧に必要な物資提供 ③救援活動に必要な車両等の提供 ④収容施設提供 ⑤応急復旧等に必要な職員の派遣 ⑥ボランティアの斡旋 ⑦その他必要事項
	福生市	多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定	平成9年1月17日～	①応急復旧及び応急給水に必要な職員の派遣 ②応急復旧及び応急給水に必要な資機材の提供 ③応急復旧及び応急給水に必要な車両等の提供 ④その他、特に要請のあったもの
東大和市	東京都下水道局流域下水道本部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受け入れに関する覚書	

13. 災害時等における協定締結状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
東京都 (続き)	清瀬市	加藤商事株式会社 東光建設株式会社 株式会社丸井商事 有限会社 渋谷商事	平成24年10月より年度更新	災害時に清瀬市地域防災計画に基づき、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集を行う。
	武蔵村山市	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年8月1日～	災害時に避難所等から発生するし尿の多摩川水再生センターへの搬入及び受け入れに関する覚書
	多摩市	(有)調布清掃 代表取締役 梶原良介	平成25年4月1日～平成26年3月31日。以降3か月前までに申し出が無いときは1年間延長	災害時に排出される木くず、コンクリート塊、破損家財、避難市民の生活廃棄物、し尿等の災害時廃棄物の撤去・収集運搬及び処理・処分の協力に関する協定。地震、風水害などの自然災害による大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、多摩市地域防災計画に基づき災害時廃棄物処理の協力を依頼する。
	羽村市	丸順商事(有)	H25.4.1～H26.3.31 (1年更新)	災害、その他特別の事情による臨時作業については、市の指示によるものとする。 (し尿収集車の確保については、他市町村との応援協定の中で対応する)
	西東京市	西東京市清掃事業協同組合	1年間	(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定) 災害時に排出される次の廃棄物の撤去、収集、運搬及び処理・処分。 ①一般家庭から排出される廃棄物 ②避難所から排出される廃棄物 ③仮設トイレからのし尿 ④災害により発生した廃棄物(がれき・粗大ごみ等)
	瑞穂町	東京都下水道局流域下水道本部	H23.3.25～H24.3.31 改定が無ければ更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。	「災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受け入れに関する覚書」を締結。町の地域防災計画に基づき、災害時の仮設トイレ等のし尿処理を委託業者が行う。業者による処理のみで不可能な場合、都が所管する多摩川上流水再生センターへ搬入し、処理を行うことを明記している。
	日の出町	東京都下水道局流域下水道本部	平成21年7月14日～平成26年3月31日	災害時に避難所等から発生するし尿の八王子水再生センターへの搬入及び受け入れを行う。
	檜原村	東京都下水道局流域下水道本部	期限なし	災害時に避難所等から発生するし尿を八王子水再生センターへ搬入し、避難所等の衛生環境を確保する。
神奈川県	横浜市	民間企業9社	期間なし	仮設トイレの協定又はトイレバックの協定
	小田原市	広域リサイクル事業共同組合	H24.5.4～ 協定終了の意思表示がない限り、年度ごと更新	災害時におけるし尿等の収集・運搬に関する協定
	大和市	大和市一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、し尿収集車両を保有する事業者	平成19年1月1日～	災害時での、し尿収集車両を用いた応援協力
	南足柄市	広域リサイクル事業共同組合	H25.4.1～H26.3.31	地震、風水害、その他災害発生時に、一般廃棄物の収集の応援協力
新潟県	上越市	新潟県浄化槽整備事業協会 上越支部	H17.2.16～	・目的(地震、風水害等の災害が発生した場合に、災害時の応急対策等に協力すること) ・災害時の応急対策(業務内容:し尿、浄化槽汚泥の収集運搬、その他は協議の上決定する) ・体制の整備(災害機材の確保:車両、資材、労力等) ・費用の負担(災害時の協力依頼に要する費用は新潟県浄化槽整備事業協会 上越支部の負担とするが、長期間に及ぶ場合は協議する)
山梨県	昭和町	山梨県環境整備事業協同組合	平成24年4月1日～平成25年3月31日(疑義無き場合は1年間更新で以後も同様)	昭和町許可業者に事故があった場合、昭和町が組合に対し、人員及び機材の調達要請
長野県	長野県	長野県環境整備事業協同組合	H20.3.27～	災害等発生時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集の協力要請に関する協定
	長野市	長野市生活環境協同組合	H19.4.1～	災害等の発生時におけるし尿(浄化槽汚泥を含む)収集及び運搬業務に関する協定
	上田市	長野県環境整備事業協同組合	H22.2.26～	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書(浄化槽汚泥を含む)

13. 災害時等における協定締結状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
長野県 (続き)	須坂市	長野県環境整備事業共同組合	H18.03.15～	災害等発生時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集の協力要請に関する協定
	小諸市	長野県環境整備事業協同組合	H20.3.27～	災害等発生時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集の協力要請に関する協定
	東御市	長野県環境整備事業協同組合	H18.7.4～	し尿収集業務応援協定書(浄化槽汚泥を含む)
	軽井沢町	(有)軽井沢衛生企業及び長野県環境整備事業協同組合	H24.8.22～	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定
	長和町	長野県環境整備事業協同組合	H24.8.1～	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書(浄化槽汚泥を含む)
	宮田村	長野県環境整備事業協同組合	H24.4.4～	災害等発生時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集の協力要請に関する協定
	阿智村	長野県環境整備事業協同組合 (有)中部巡回社	H24.6.12～	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定
	小布施町	長野県環境整備事業協同組合	H24.11.22～	災害等発生時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集の協力要請に関する協定
岐阜県	川辺町	加茂水道工業(株)	1年ごとに更新	浄化槽も含めた、下水道施設の応急復旧(メインは公共下水道)
	大垣市	大垣メンテナンス株式会社、中央清掃株式会社、養清興業株式会社、関ヶ原衛生有限会社、岐阜県環境整備事業協同組合	H15.7.14～ H25.6.27改定	し尿及び浄化槽汚泥収集運搬の無償支援協定
	岐阜県	岐阜県環境整備事業協同組合	H15.5.1～	し尿及び浄化槽汚泥収集運搬の無償支援協定(当初の緊急対応は、県からの依頼に基づき無償で実施。)
愛知県	県内全市町村	愛知県、県内54市町村、一部事務組合、下水道管理者	平成26年1月から	災害時における一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (平成8年に県内全市町村、一部事務組合で締結した「一般廃棄物処理に係る災害相互応援協力に関する協定」を見直し、下水道管理者を加えて締結)
	豊橋市	豊橋市清掃事業協同組合	平成22年から	災害時のし尿等の処理に関する協定
	半田市	半田衛生事業組合	平成23年度から	し尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物の収集並びに運搬に関する協力
	豊川市	豊川環境事業協同組合	平成8年度から	災害時のごみ及びし尿の収集運搬の支援し尿汲み取り等応急対策に関する協力
	碧南市	清掃業者等	平成25年3月から	災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定
	西尾市	清掃業者3社	平成15年度から	災害時のし尿や廃棄物の処理に関する相互協力
	大府市	清掃業者等	平成25年度から	災害時の廃棄物やし尿の収集運搬、処理に関する相互協力
	知立市	清掃業者等	平成21年度から	災害時における仮設トイレの手配・し尿の汲み取り・生ごみの回収処理・災害廃棄物の運搬処理等に関する協定書
	豊明市	清掃業者等	平成26年1月から	地震等大規模災害時における災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定書
	清須市	清掃業者3社	平成24年3月から	地震や水害などの災害時における優先的なし尿の収集運搬。費用については、初期活動期間(相互間で協議決定)のみ無償。それ以降は災害発生直前の適正価格。
	弥富市	ごみ・し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者、建設協力会	平成22年度から	災害時のごみ・し尿・浄化槽汚泥の処理に関する相互協力
京都府	-	京都府環境整備事業協同組合	平成15年12月19日～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定
	綾部市	株式会社エフ・イーサービス 早田グループ株式会社	平成22年9月1日～	災害時における、ごみ、し尿及び浄化槽汚泥等の応急収集・運搬等の協力に関する協定
大阪府	岸和田市	岸和田環境整備事業協同組合	平成19年10月3日～	災害時のごみ及びし尿の収集運搬の支援
	富田林市	藤野興業(株)、阪南清掃(株)、三和工業所	平成18年4月1日～	災害発生時における災害廃棄物等の収集運搬について定めた協定。

13. 災害時等における協定締結状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
大阪府 (続き)	泉州地域 (高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉、佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合)	左記と同じ	平成25年3月22日～	し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定
	寝屋川市	枚方市	平成16年4月23日～	し尿等の一般廃棄物処理施設が故障、事故等による緊急事態に陥り、他の協定市の施設の支援を必要とする場合。
和歌山県	和歌山市	一般社団法人和歌山県清掃連合会及び和歌山市清掃連合会	平成25年10月2日～	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬及び仮設トイレ設置
		一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会	平成25年10月2日～	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬
	海南市	海南海草清掃協同組合 一般社団法人和歌山県清掃連合会	平成25年4月1日～	地震、風水害等の大規模災害時における、し尿及びゴミ収集運搬作業等の緊急応急業務の支援
	湯浅町	社団法人和歌山県清掃連合会有田郡支部	平成25年4月1日～	災害時のし尿の収集運搬の支援
	日高川町	日高環境衛生協同組合	平成21年2月18日～	災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬に関する協力支援及び仮設トイレの提供・設置・撤去の支援
鳥取県	-	鳥取県環境整備事業協同組合	H18.10.27～	地震等大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定
島根県	-	島根県環境保全協会	H19.3.14～	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定
	-	島根県環境整備事業協同組合	H19.3.14～	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定
岡山県	-	岡山県環境整備事業協同組合	定めなし	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等大規模な災害が発生した場合におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、県が組合に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めたもの(22年7月締結)
広島県	三次市	市内保守点検・清掃業者4社	H22.8.19～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する支援協力
	庄原市	し尿処理業	5年間	浄化槽汚泥の収集運搬
徳島県	-	公益社団法人徳島県環境技術センター	H22.11.17～	(1)浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析 (2)市町村が設置する避難所の浄化槽の簡易な復旧工事 (3)被災地における浄化槽に関する住民相談 (4)市町村が設置する避難所に対する会員業者保有の仮設トイレの提供
香川県	-	香川県浄化槽協会	H18.11.13～	(1)浄化槽に関する県民相談の実施 (2)浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析 (3)市町村が設置する避難所等に対する会員業者保有の仮設トイレの提供
愛媛県	-	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	H25.2.6～	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定
	松山市	中予浄化槽管理協同組合 松山衛生事業協同組合	H23.2.17～	仮設トイレの設置及び撤去、緊急し尿収集
高知県	高知市	高知市環境保全事業協同組合	H23.2.22～	①市有施設等に係る浄化槽処理施設に関する被害状況の点検及び応急復旧。 ②応急活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送。
	梶原町	環境自治体会議参加自治体	H24.6.1～	会議参加53自治体のうち、30市町村。浄化槽に限らず食料、飲料水、資機材の提供、ボランティア派遣、救援、医療、防疫、職員派遣などの支援。
福岡県	筑紫野市	福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合、両筑衛生施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	H14.7.1～市町等の協議により廃止されるまで	災害等により一般廃棄物(し尿(浄化槽汚泥を含む。))及びごみの適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力に必要な事項を明示して、協力要請する。

13. 災害時等における協定締結状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
福岡県 (続き)	春日市	福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川町、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合、両筑衛生施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	H14.7.1~	災害時における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行う。
	大野城市	福岡市、春日市、筑紫野市、太宰府市、那珂川町、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合、両筑衛生施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	H14.7.1~ 期限は設けていない	地震、風水害等や処理施設の事故等により一般廃棄物の適正な処理が困難になったときに、相互協力し、一般廃棄物の円滑な処理を行う。
	太宰府市	福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、那珂川町、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合、両筑衛生施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	H14.7.1~	災害時における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥含む。）及びごみ）の円滑な処理を行う。
	志免町	福岡市、古賀市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	H12.12.25~ (この協定の改廃は、締結した市町等の長の協議により行う)	災害時における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行うため、災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力に必要な事項を明示して協力要請する。
	新宮町	福岡市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	H12.12.25~	災害時における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行うため、災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力に必要な事項を明示して協力要請する。
	粕屋町	福岡市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	H12.12.25~ (この協定の改廃は、締結した市町等の長の協議により行う)	災害時における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行うため、災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力に必要な事項を明示して協力要請する。
佐賀県	唐津市	唐津市浄化槽PFI㈱	H21.3.25~H31.3.31	PFI事業契約相手方である、唐津市浄化槽PFI㈱と締結した特定事業契約約款の第21条第5項において、設置工事におけるリスクの分担について、『契約解除の事由とならない程度の、工事期間中における自然災害による設備損壊に係る責任は、乙が負うものとする。』と明記。
熊本県	熊本市	熊本市災害し尿等対策協議会	H25.5.20~	災害発生時における災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬。移動式簡易トイレ等の設置及びその維持管理。
	荒尾市	社団法人熊本県産業廃棄物協会	H24.2.22~	災害時における廃棄物処理等の支援活動
	水上村	社団法人熊本県産業廃棄物協会	H23.6.1~	災害時における廃棄物処理等の支援活動
大分県	豊後大野市	株式会社豊肥環境センター	平成24年2月24日~	被災地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬
宮崎県	日之影町	西臼杵広域事務組合	なし	災害時における廃棄物処理等の支援活動